

# とりで未来創造プラン 2020 （案）

取 手 市



# 目次

第1部 序論 .....	1
1. 計画の趣旨 .....	1
2. 「取手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一本化.....	2
3. 計画期間 .....	2
4. 計画の構成 .....	2
5. 計画の進捗管理及び評価 .....	3
第2部 総論 .....	5
1. まちづくりの基本的方向性 .....	5
2. 時代の潮流 .....	11
3. 本市の現況 .....	14
4. テーマの設定 .....	32
5. 戦略と重点施策の設定 .....	38
第3部 各論 .....	47
テーマ1 活力の創出 .....	49
戦略1：まちの質を高める都市整備 .....	49
戦略2：雇用の創出 .....	53
テーマ2 少子高齢社会への対応 .....	57
戦略1：子育て施策の推進 .....	57
戦略2：健康・生きがいづくり .....	63
戦略3：定住の促進 .....	71
テーマ3 協働と持続可能な自治体経営 .....	75
戦略1：協働のまちづくり .....	75
戦略2：健全な行政運営の推進 .....	79

# 第1部 序論

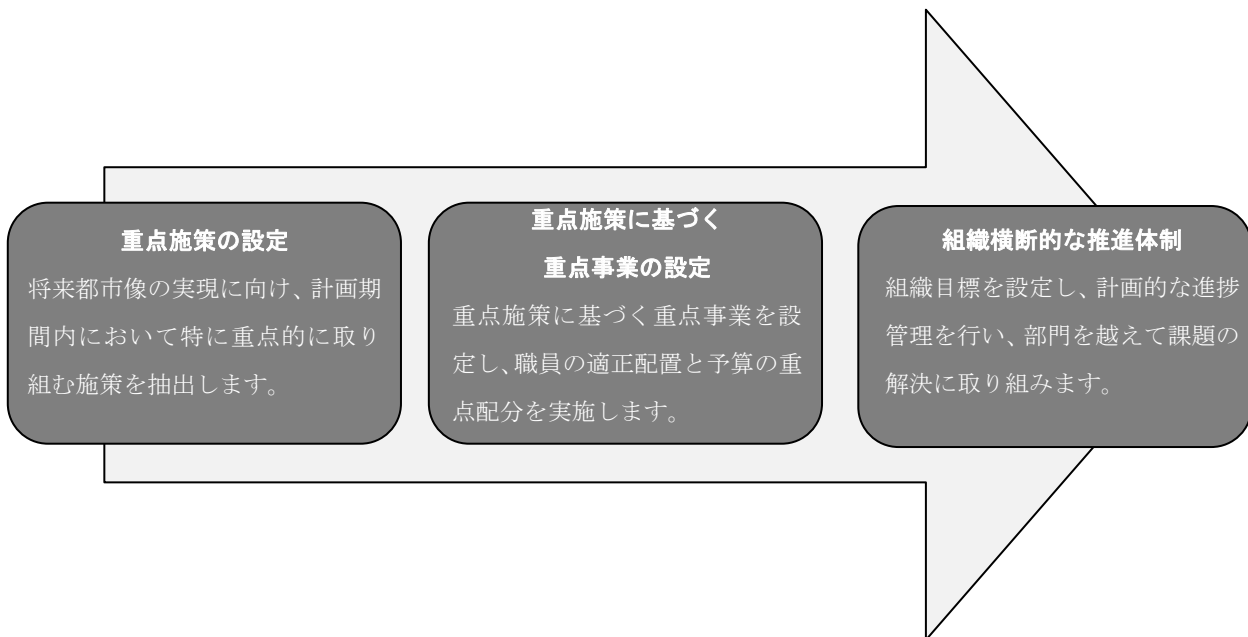
## 1. 計画の趣旨

社会情勢が厳しさを増し、行財政運営の資源が限られている状況において、本市の課題を解決していくとともに魅力を高めていくためには、効果的な施策を戦略的かつ計画的に展開していく必要があります。

基本構想における将来都市像の実現を図るため、「とりで未来創造プラン2016」に続く、次の基本計画として、「とりで未来創造プラン2020」を策定し、今後、重点的に取り組む施策及び事業を「重点施策」及び「重点事業」として位置付け、優先的に予算及び人員を配分して引き続き積極的に推進していくこととします。

また、適切な進捗管理及び事業評価を実施することにより、効果的かつ効率的な行財政運営の実現を図ります。

なお、本計画において、重点施策及び重点事業に位置付けられていない施策や事業についても、本市の行う一般的な施策及び事業として、将来都市像を実現させる推進力とするため、引き続き取り組みます。



## 2. 「取手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一本化

取手市においては、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「取手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、計画期間を平成27年度から令和元年度までの5年間としています。

令和2年度以降の第二次総合戦略についても、基本計画と同時期に改定することとなりますが、総合計画と総合戦略とは性質的に類似しており、目指す方向性や取り組んでいく施策、事業に共通する部分が多いことから、「とりで未来創造プラン2020」に第二次総合戦略の要素をすべて包含して一本化することとしました。

このため、「とりで未来創造プラン2020」は、令和2年度からの「取手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容と、総合戦略策定にあたっての前提となる「取手市人口ビジョン」の内容をすべて含むものとし、第二次総合戦略及び人口ビジョンとしての役割も有するものとしします。

## 3. 計画期間

「とりで未来創造プラン2020」の計画期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間とし、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向けて、様々な取組を進めます。

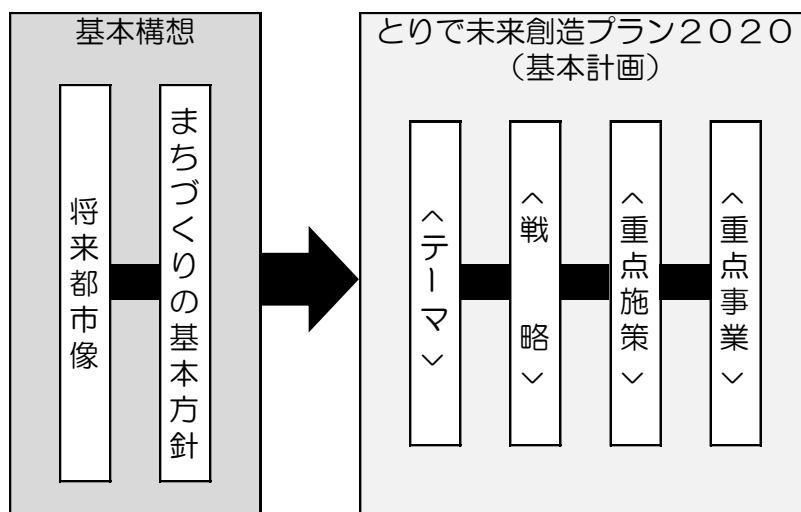
## 4. 計画の構成

「とりで未来創造プラン2016」においては、将来都市像の実現に向けて、基本構想で掲げたまちづくりの基本方針をふまえ、計画期間において特に重点的に実施すべき3つの「テーマ」を設定しました。また、テーマごとに各々のテーマを実現していくための「戦略」を位置付けました。

この「テーマ」及び「戦略」から、計画期間において特に重点的に取り組むべき「重点施策」を導き出し、また、重点施策の実現のため、重点的に実施していく「重点事業」を重点施策ごとに位置付けました。

この「テーマ」、「戦略」、「重点施策」、「重点事業」という4層構造は、基本計画の体系の階層構造として効果的であることに加えて、基本計画の内容の継続性などの観点も考慮し、「とりで未来創造プラン2020」においても、この4層構造を維持することとしました。

## ■計画の構成



### 5. 計画の進捗管理及び評価

本計画を戦略的に推進していくためには、施策の目的や効果などの検証を行うことが重要となります。このため、PDCA サイクルマネジメントによる計画的な進捗管理を行っていくことにより、計画実行後の結果を十分に検証し、市民が求める効果的な施策の展開につなげます。

進捗管理及び評価については、組織目標の設定及び重点事業評価と、基本計画の施策評価及び重点事業評価を実施していくこととします。

#### (1) 組織目標の設定及び重点事業評価

将来都市像や施策を効果的に実現するため、本計画の推進にあたっては、毎年度、各部・各課単位の組織目標を設定し、単年度ごとの進捗管理及び重点事業評価を実施していきます。

#### (2) 基本計画の施策評価及び重点事業評価

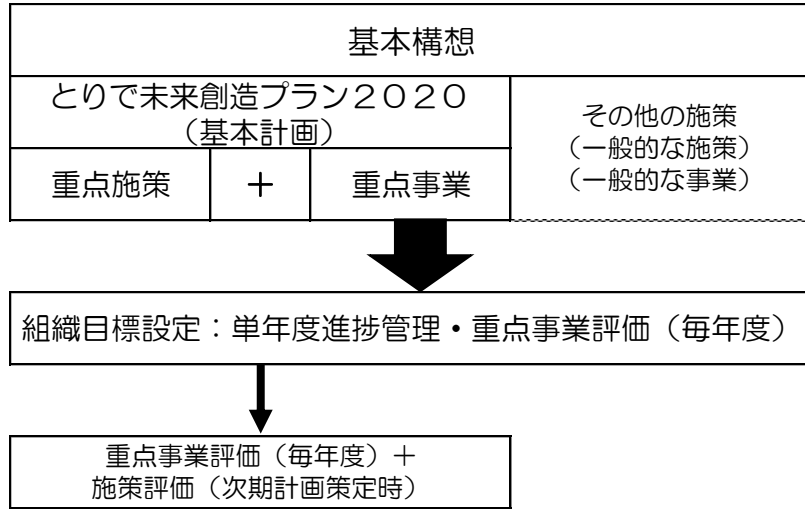
本計画に位置付けた重点施策及び重点事業については、施策評価及び重点事業評価の両方を実施していきます。

重点事業評価については、毎年度実施することにより、施策の目指す姿を実現するための事業の改善・向上に努めていきます。

他方で、施策評価については、次期基本計画の策定に際して行う評価として位置付け、「とりで未来創造プラン2016」の振り返りとしての施策評価を、平成30年度に実施しました。施策評価は、今後も基本計画の振り返りとして、次期基本計画の策定作業の前年度に実施していくこととします。

これらの評価結果については、公共施設での閲覧や市ホームページにも掲載し、市民の皆さまが確認できるようにします。

■とりで未来創造プラン2020の運用（進捗管理・評価）



■施策評価及び重点事業評価の実施時期

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市長任期		4年間						
総合計画	基本構想	期限を定めない						
	基本計画	4年間						
評価・策定の タイミング		次期基本 計画策定				次期基本計画策定	↑	
						<table border="1" style="margin: auto; text-align: left;"> <tr> <td style="font-size: 0.8em;">施策 評価</td> <td style="font-size: 0.8em;">策定作業</td> </tr> </table>		施策 評価
		施策 評価	策定作業					
重点事業評価	重点事業評価	重点事業評価	重点事業評価	重点事業評価	重点事業評価	重点事業評価		

## 第2部 総論

### 1. まちづくりの基本的方向性

「とりで未来創造プラン2020」では、「とりで未来創造プラン2016」と同様に、まず、基本構想に掲げた将来都市像である「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」を実現するため、6つのまちづくりの基本方針ごとに、「まちづくりの基本的方向性」を定めます。

「まちづくりの基本的方向性」は、本市の今後4年間における、市政運営全般にわたる基本的な方向性を示すものであり、基本構想に定める6つのまちづくりの基本方針ごとに定めるものです。

基本構想は変更せず、基本構想の6つのまちづくりの基本方針は変わらないため、これに対応させて定めている「まちづくりの基本的方向性」は、基本的に「とりで未来創造プラン2016」のものを引き継ぐこととしました。

これらの方向性をふまえた上で、今後4年間において重点的に推進していく「テーマ」を設定します。さらに、それぞれのテーマごとに、テーマに対する課題及びマニフェストの内容を総合的に勘案して、テーマを実現していくための「戦略」を導き出します。その上で、各々の戦略ごとの展開方針を設定し、重点的に推進していく施策及び事業を「重点施策」及び「重点事業」として位置付け、これらを優先的に推進していきます。

この「テーマ」、「戦略」、「重点施策」、「重点事業」という4層構造は、基本計画の体系の階層構造として効果的であることや、基本計画の内容の継続性などの観点から、「とりで未来創造プラン2020」においても維持することとしました。

また、「重点事業」は、基本構想及び「とりで未来創造プラン2020」の趣旨・目的を実現するための重要な事業と位置付けて取り組むものですが、「とりで未来創造プラン2020」の計画期間中において、当該計画等の進捗状況や行政ニーズ等をふまえて、当該計画等により一層の効果的な実現を図るため、「重点事業」の修正や新たな事業を「重点事業」に追加して位置付けることなども必要に応じて行います。

なお、「重点施策」及び「重点事業」に位置付けていないものについても、本市の一般的な施策及び事業として、「まちづくりの基本的方向性」に基づいて、引き続き取り組んでいきます。

#### ■新たに考慮する視点

6項目の「まちづくりの基本的方向性」のすべてに関係し、市政全般に関して新たに考慮する視点として、「市制施行50周年」及び「持続可能な開発目標（SDGs）の推進」の2点が挙げられます。



## (1) 市制施行 50 周年

令和 2 年度は、市制施行 50 周年を迎えるため、半世紀という大きな節目を記念する様々な事業や行事を行政のみならず、市民や市民団体等と広く連携して実施します。

市制施行 50 周年については、単発的なイベントとはせず、これを契機として、今後の新たな 50 年に向けた長期的なまちづくりの理念や方向性を、行政と市民とで共有し、将来にわたって魅力にあふれ、誇りの持てるまちづくりを市民協働で推進していきます。

## (2) 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進

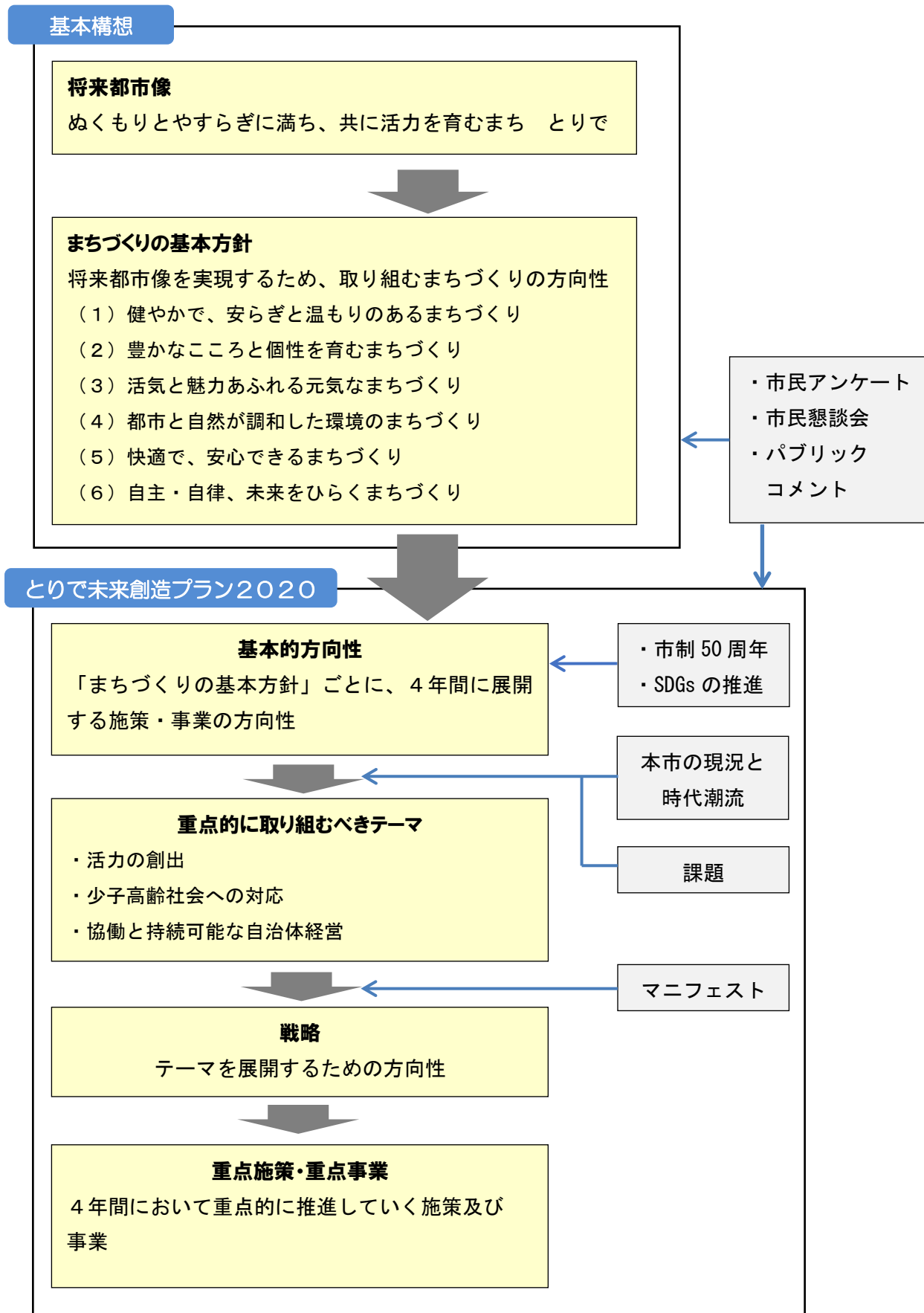
「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、2015 年の国連サミットで採択された、2030 年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。地球上の誰一人として取り残さない社会の実現をめざし、世界共通の行動目標として、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されており、様々な国や地域で取組が始まっています。

本市においても、地方自治体における SDGs の達成に向けた取組は、地方創生の実現に資するものであり、取組を推進していくことが重要であるとの観点から、「とりで未来創造プラン 2020」に SDGs の要素を、市の行政計画として初めて盛り込むこととしました。

地方創生は、少子高齢化に歯止めをかけ、将来にわたって成長力を確保することを目指しており、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化を推進していくことが重要となります。

今後の様々な施策や事業の実施にあたって、SDGs の理念を意識し、SDGs の達成を目指していくことにより、地域の課題解決に向けた取組を推進し、地方創生につなげていきます。

## ■総合計画の全体像



## ＜まちづくりの基本的方向性＞

### （１）健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり

進行する高齢化社会において、あらゆる年代の市民がそれぞれのライフステージにあった、健康で生きがいのある豊かな人生を送れるよう、健康づくりを推進するとともに安心して暮らすことができる福祉サービスの充実を行います。

また性別や年齢、収入、障害の有無などに関係なく、すべての人が各々の持つ個性を発揮して互いに支えあう共生のまちづくりを推進します。

#### ＜まちづくりの基本的方向性＞

- ・健康づくり施策の積極的な推進
- ・高齢者福祉及び障害者（児）福祉の充実
- ・社会保障制度の充実

### （２）豊かなところと個性を育むまちづくり

安心して出産し、子育てを行えるよう、社会全体で見守り、育てることができる保健・医療・福祉・教育に関する様々な事業の連携・充実を図ります。特に幼児・学校教育においては、子どもの個性にあった主体的な学びを支え、確かな学力の定着や生きる力を育むための教育環境の充実を目指します。

また、誰もが時間や場所を問わず、興味や関心がある分野を生涯にわたって学ぶことができる学習活動や、健康の維持・向上につながるスポーツ活動などを支援します。

#### ＜まちづくりの基本的方向性＞

- ・子育て支援と少子化対策の推進
- ・若年層の定住化促進に向けた住宅政策の推進
- ・市民の生涯にわたる学習活動やスポーツ活動などの支援
- ・学校教育の充実と青少年健全育成方策の推進
- ・アートがあふれるまちの環境づくりや文化財の継承・活用

### （３）活気と魅力あふれる元気なまちづくり

急激な景気変動やグローバル化に対応することができる、産業振興策や支援体制の強化を促進するとともに、地域資源を活かした新たなビジネスの発展を支援します。

また、常磐線沿線を中心として、街並みの整備を行いつつ駅周辺のにぎわいを創出し、地域で産業、雇用、消費が生まれ交流が活発に行われるよう支援します。

#### ＜まちづくりの基本的方向性＞

- ・企業やNPO等との連携などによる地域振興・活性化の推進
- ・積極的な企業誘致の推進
- ・新たな雇用の創出の推進
- ・商業の活性化推進と買い物環境の整備
- ・起業支援及び事業拡大支援
- ・観光イベント実施及び観光資源のPRによる地域活性化の推進
- ・知名度向上及び魅力発信のためのシティプロモーションの推進

#### (4) 都市と自然が調和した環境のまちづくり

利根川や小貝川を擁する本市の豊かな自然環境はまちのイメージ形成において重要な役割を果たしていることをふまえ、こうした自然環境を保全するだけでなく、まちづくりの資源として活用していきます。

また、持続可能な循環型社会を目指し、多様な主体がそれぞれの個性を発揮して、連携して環境問題に取り組むことができる仕組みづくりを進めます。

##### <まちづくりの基本的方向性>

- ・良好な自然環境の維持及び快適な生活環境の確保
- ・魅力ある河川・水辺環境の充実
- ・リサイクルの推進による循環型社会の形成
- ・地球温暖化対策の積極的な推進

#### (5) 快適で、安心できるまちづくり

誰もが安心して生活し、快適に住み続けることのできる住環境や、インフラの整備を行いつつ、未利用地の活性化を図ります。また、地域住民の要望に沿った緑地や公園の改修、整備、維持管理を推進します。

災害や犯罪・事故の被害を未然に防ぐため、自助・共助・公助の連携を図り、市全体の防災・防犯への取組を強化します。

市内外の交通アクセス向上に向けて、鉄道、バス等の公共交通の連携を図るとともに、道路の改修や維持管理、道路ネットワークの充実に努めます。

また、良好な生活環境を維持するため、生活排水の適正処理に努め、水質の監視と有害物質等の排出抑制に引き続き取り組みます。

##### <まちづくりの基本的方向性>

- ・魅力ある中心市街地の整備、良好な住環境の整備などによる有効な土地利用の推進
- ・自然と調和した魅力ある都市景観及び居住環境の整備の推進
- ・緑地の保全及び公園の改修・再整備の推進
- ・消防体制の充実・強化
- ・防災対策の拡充
- ・防犯対策、交通安全対策の推進
- ・あらゆる消費者が安全・安心に生活できる環境の整備
- ・利便性が高く安全な道路・歩行環境の拡充
- ・公共交通機関の充実、利便性の向上
- ・雨水対策の充実による浸水及び冠水被害の緩和
- ・生活排水の適正処理、有害物質等の排出抑制などによる衛生的な水資源の保全

## (6) 自主・自律、未来をひらくまちづくり

市民の自主的な活動を促進するため、地域コミュニティ活動やNPO・ボランティア団体による取組や連携を積極的に支援し、協働体制の構築を推進します。

また、時代に対応し、市民の多様なニーズに呼応することができる柔軟な組織体制づくりと人材育成に取り組むとともに、費用対効果を意識した効率的かつ効果的な行政運営に努めます。

### <まちづくりの基本的方向性>

- ・地域コミュニティの構築・強化
- ・地域の交流拠点の整備支援
- ・NPOやボランティア活動の支援・活用
- ・市民参画の推進と協働の体制づくり
- ・人権教育の推進と平和意識の啓発
- ・男女共同参画社会の一層の推進
- ・人材の有効活用と組織及び定員管理の適正化
- ・自主財源の安定的な確保
- ・公共施設マネジメントの推進及び学校跡地等の公有用地の利活用の推進
- ・インフラの長寿命化による経費削減
- ・窓口サービスの向上など便利な行政サービスの実現
- ・効率的な行政運営のための広域連携の推進

## 2. 時代の潮流

社会経済情勢の変化は、今後の市政運営の方向性を考えるにあたって大きな影響を及ぼすと考えられることから、現在の時代の潮流を以下のようにとらえ、令和2年度からの4年間における重点的取組を検討する際に考慮する要素としました。

### (1) 急速な少子高齢化と人口減少社会の到来

我が国では、出生率が低下し、子どもの数が減少する一方で、過去に類を見ない急激な高齢化が進んでいます。少子化の進行は人口減少をもたらし、我が国の人口は、平成17年をピークに減少に転じています。

少子高齢化と人口減少の進行は、消費の低下や労働力不足による経済規模の縮小、地域の活力の低下、高齢者の単独世帯の増加、社会保障費の増加による国や自治体の財政状況の悪化など、多方面に影響が及ぶことが懸念されます。

このため、社会の活力保持、安定した経済成長及び労働力の確保などに向け、社会全体で対応していく必要があります。

### (2) 経済情勢や産業構造の変化

交通網や通信網が発達し、企業や個人の活動がグローバル化する中で、人・モノ・カネ・情報は、より魅力ある都市を求めて、国内の都市間はもちろん、国際的にも流動しています。このような状況を受け、全国的に製造業の生産拠点の海外移転が進むと共に外資系企業の国内進出が顕著になるなど、産業構造が変化しています。

他方で、地方の産業・経済は、景気動向や地域間競争の激化などを背景に深刻な状況となっており、これに伴う雇用情勢の悪化や地域の活力低下は重要な課題です。

このような中、他の地域と異なる魅力を持ち、競争力を持つための新産業の創出や、これによる新たな雇用創出など、地域産業の再生が必要となっています。

### (3) 安全・安心志向の高まり

近年、台風や局地的な集中豪雨などの風水害や、東日本大震災をはじめとする地震などの自然災害が多発しています。

また、治安の面では、刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、高齢者などを狙った特殊詐欺等の犯罪が増加しており、日常生活に対する不安が高まっています。

さらに、新たな感染症へのリスクや食の安全確保など、様々な分野における安全・安心への関心が高まっています。

このような状況から、安全で安心して暮らせる地域社会の実現が強く望まれています。

### (4) 情報通信技術（ICT）の発展・普及

インターネットやスマートフォンなど、情報通信技術が飛躍的に発展・普及したことにより、様々な分野で生活利便性が向上し、誰もが必要な時に必要な情報を容易に得ることが可能となりました。

また、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、「Society5.0（ソサエティ5.0）」という概念が提唱され、IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）などの最新テクノロジーを活用することができる便利な社会が到来しています。

自治体においても、住民に対する日常的な行政サービスの提供や災害時の情報提供、教育や福祉分野などの行政サービスを効率的に執行・提供する手段として、IoTやAI、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）などの高度な情報通信技術の積極的な活用を進めています。

他方で、急速な高度情報化の進展により、セキュリティの確保や個人情報の保護などへの対応が必要不可欠になっています。

#### （５）価値観や意識の変化・多様化

時代の変化に伴い、人々の価値観や意識は、物の豊かさから心の豊かさへ、量よりも質へと重きを置くようになってきており、こうした意識の変化によるライフスタイルの多様化は今後ますます進んでいくものと思われます。

また、外国籍の市民やLGBTの人々など、多文化共生や人々の多様な生き方への理解の広がりも進展しています。

このように、住民意識や取り巻く環境が大きく変化する中で、多様な価値観に基づく住民ニーズに対応し、一人ひとりが個性と能力を發揮することができ、個人の主体的な活動が尊重される社会の実現が求められています。

#### （６）地方分権・地方創生の推進

地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる地域社会の実現に向け、権限や財源の地方への移譲など、地方の自主性・自律性を高める地方分権が拡大されています。

また、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。これに伴い、国では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が決定され、本市においても、平成27年に「取手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。令和2年度からの第二次総合戦略については、「とりで未来創造プラン2020」にすべて含める形で改定し、活力ある地域社会を維持していきます。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の取組を推進していくことも重要となります。

今後は、これまで以上に住民ニーズに迅速かつ的確に対応しつつ、地域の特性に応じた個性あるまちづくりの推進及び地域活性化の推進が一層強く求められます。

#### （７）多様な主体と協働したまちづくりの推進

近年、住民のニーズや地域の課題が多様化しており、これらに行政だけで対応することが困難になりつつあります。

一方、住民側では、自治会などの地縁組織や従来型の福祉ボランティア団体に加えて、子育てや地域づくりなどの分野を活動範囲とする NPO 法人や市民活動団体の動きが盛んになってきています。

このように、これまでは自治体が公共サービスの提供や地域課題を解決する役割を、一手に担ってきましたが、現在は、地域住民や NPO 法人、または企業など多様な主体と連携・協働して取り組んでいく機運が高まってきています。



### 3. 本市の現況

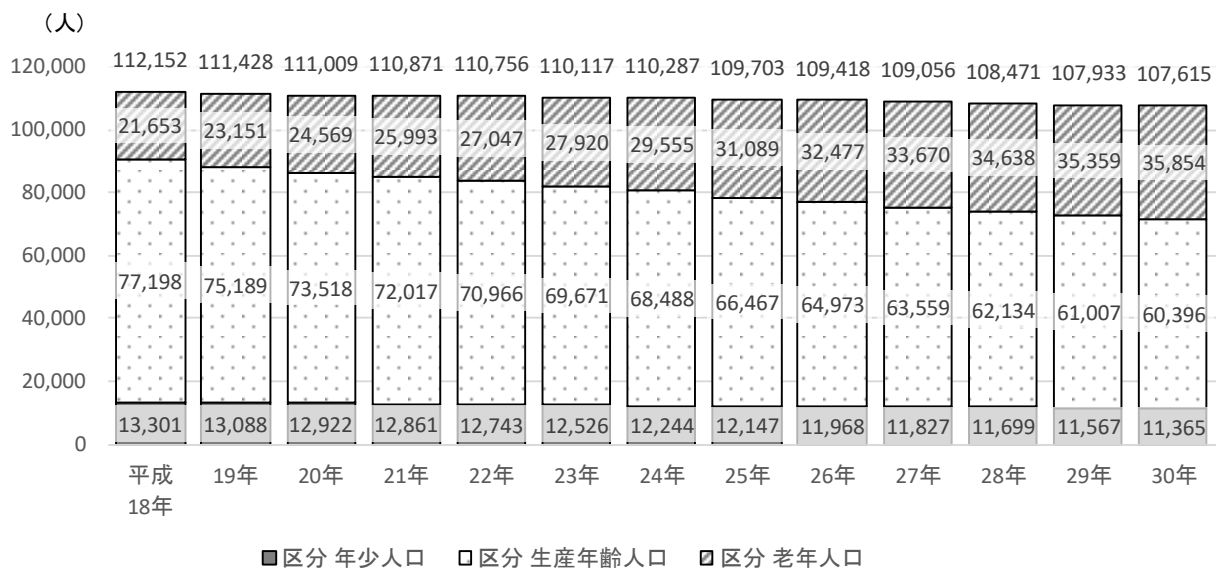
「とりで未来創造プラン2020」の計画期間となる令和2年度から令和5年度までの重点施策及び重点事業を抽出するにあたり、人口動向をはじめ、産業構造、生活環境、財政状況など、本市を取り巻く現況について整理・分析し、その結果を重要な要素として検討しました。

特に、人口動向については、「とりで未来創造プラン2020」が、改定した「取手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び総合戦略の前提となる「取手市人口ビジョン」の内容を含んでいることから、重点的に検討しました。

#### (1) 人口動向

##### ①総人口と年齢3区分別人口の割合の推移

- ・人口総数は平成30年10月時点で107,615人と、平成18年10月時点での112,152人と比較すると約4,500人(4.0%)減少しています。
- ・年齢3区分別に見ると、年少人口(0歳~14歳)、生産年齢人口(15歳~64歳)は平成18年と比較してそれぞれ1割から2割程度減少し、老年人口(65歳以上)は約1.7倍に急増しています。これは本市に限らず全国的に見ても同様の傾向にあり、若年層の減少と高齢者の増加の傾向は今後しばらく続くものと推測されています。

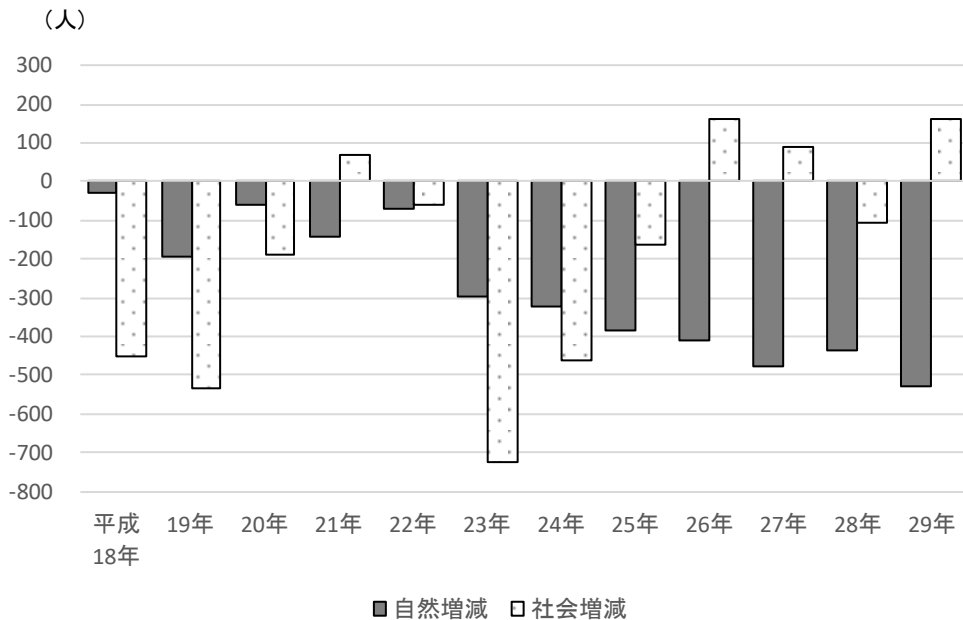


出典：住民基本台帳（各年10月1日時点）

## ②人口動態

・平成18年以降、自然動態は常に死亡数が出生数を上回り、人口全体は減少傾向にあります。なお、社会動態は平成26年に転入が転出を上回り、回復傾向にあります。

単位:人	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成18年	816	846	-30	4,695	5,145	-450	-480
19年	730	923	-193	4,685	5,220	-535	-728
20年	810	869	-59	4,926	5,113	-187	-246
21年	777	920	-143	5,087	5,020	67	-76
22年	782	850	-68	5,026	5,087	-61	-129
23年	679	978	-299	4,739	5,464	-725	-1,024
24年	688	1,010	-322	4,850	5,310	-460	-782
25年	689	1,074	-385	5,016	5,180	-164	-549
26年	627	1,038	-411	5,524	5,360	164	-247
27年	631	1,110	-479	6,090	6,002	88	-391
28年	653	1,089	-436	5,775	5,880	-105	-541
29年	627	1,154	-527	6,133	5,973	160	-367



出典：住民基本台帳

### ③転入出状況

- ・平成 29 年の転入出状況としては、6 人の転出超過となっています。
- ・転入出とも、県内市町村との移動が約 35%を占めています。
- ・市区町村別に見ると、守谷市、龍ヶ崎市、柏市、我孫子市などからの転入、柏市、守谷市、つくば市、龍ヶ崎市などへの転出が、それぞれ多くなっています。

### ■平成 29 年における転入元、転出先市区町村別の転入出人口

転入元	転入 (人)	転入元	転入 (人)	転出先	転出 (人)	転出先	転出 (人)
<b>総 数</b>	<b>3,253</b>	<b>東 京 都</b>	<b>465</b>	<b>総 数</b>	<b>3,259</b>	<b>東 京 都</b>	<b>629</b>
茨 城 県	1,251	東京都特別区部	394	茨 城 県	1,078	東京都特別区部	523
守 谷 市	209	足 立 区	62	守 谷 市	185	足 立 区	80
龍 ヶ 崎 市	196	葛 飾 区	26	つ く ば 市	152	葛 飾 区	43
つ く ば 市	127	板 橋 区	25	龍 ヶ 崎 市	145	板 橋 区	36
つ く ば み ら い 市	119	大 田 区	24	つ く ば み ら い 市	102	荒 川 区	34
牛 久 市	87	練 馬 区	24	牛 久 市	101	大 田 区	33
土 浦 市	86	江 東 区	23	土 浦 市	68	品 川 区	28
水 戸 市	62	荒 川 区	20	水 戸 市	45	世 田 谷 区	26
常 総 市	57	墨 田 区	19	常 総 市	29	墨 田 区	23
阿 見 町	30	品 川 区	18	阿 見 町	28	新 宿 区	22
利 根 町	28	新 宿 区	17	日 立 市	26	杉 並 区	21
坂 東 市	22	杉 並 区	17	利 根 町	26	北 区	20
稲 敷 市	22	江 戸 川 区	17	ひ たち な か 市	20	江 東 区	19
日 立 市	19	文 京 区	15	石 岡 市	15	文 京 区	16
ひ たち な か 市	17	中 野 区	14	坂 東 市	11	台 東 区	16
石 岡 市	16	世 田 谷 区	13	神 栖 市	10	練 馬 区	16
茨 城 町	15	豊 島 区	13	河 内 町	10	澁 谷 区	14
河 内 町	15	北 区	13	そ の 他 茨 城 県	105	港 区	13
笠 間 市	13	台 東 区	10	埼 玉 県	186	中 野 区	13
か す み が う ら 市	12	そ の 他 の 区	24	さ い た ま 市	30	千 代 田 区	11
小 美 玉 市	12	そ の 他 東 京 都	71	川 口 市	18	中 央 区	11
筑 西 市	11	神 奈 川 県	163	草 加 市	10	江 戸 川 区	11
そ の 他 茨 城 県	76	横 浜 市	59	八 潮 市	13	そ の 他 の 区	17
埼 玉 県	200	川 崎 市	35	三 郷 市	14	八 王 子 市	16
さ い た ま 市	31	藤 沢 市	15	そ の 他 埼 玉 県	101	府 中 市	10
川 口 市	20	そ の 他 神 奈 川 県	54	千 葉 県	692	そ の 他 東 京 都	80
越 谷 市	13	そ の 他 の 道 府 県	495	柏 市	187	神 奈 川 県	166
所 沢 市	11			我 孫 子 市	135	横 浜 市	58
草 加 市	11			松 戸 市	85	鶴 見 区	11
そ の 他 埼 玉 県	114			流 山 市	66	そ の 他 の 区	47
千 葉 県	679			千 葉 市	31	川 崎 市	48
柏 市	163			中 央 区	12	中 原 区	12
我 孫 子 市	151			そ の 他 の 区	19	そ の 他 の 区	36
松 戸 市	99			市 川 市	29	横 須 賀 市	15
流 山 市	49			野 田 市	29	相 模 原 市	10
千 葉 市	45			船 橋 市	28	そ の 他 神 奈 川 県	35
花 見 川 区	18			印 西 市	19	そ の 他 の 道 府 県	508
そ の 他 の 区	27			八 千 代 市	14		
市 川 市	22			習 志 野 市	10		
船 橋 市	21			鎌 ヶ 谷 市	10		
八 千 代 市	16			そ の 他 千 葉 県	49		
野 田 市	12						
印 西 市	12						
そ の 他 千 葉 県	89						

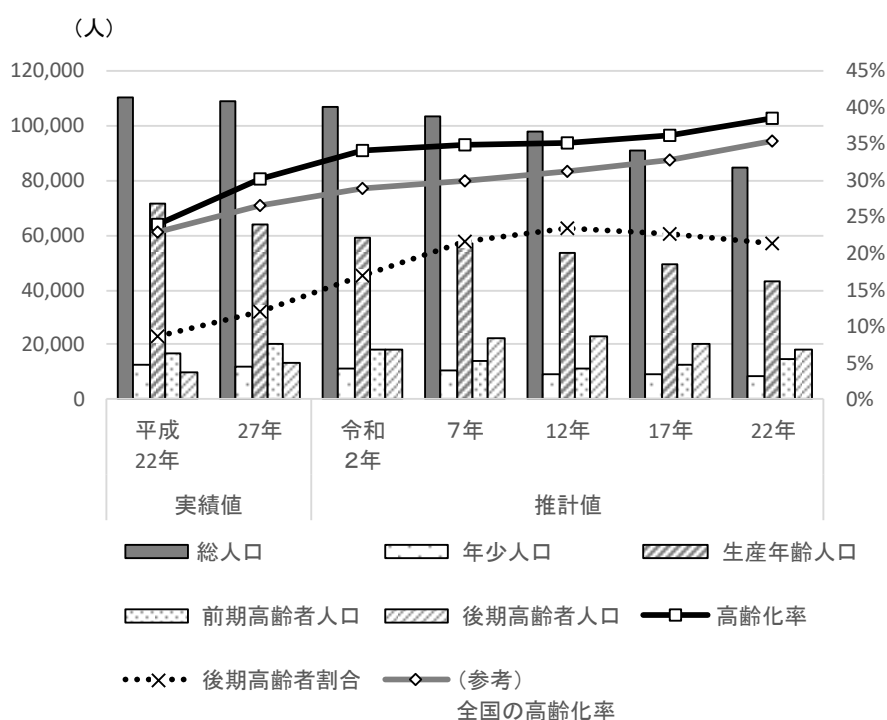
※日本人移動者の数値  
 ※茨城県及び首都圏 1 都 3 県に所在する 10 人以上の市区町村について個別に記載  
 出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（平成 29 年）

#### ④今後の人口の見通し

- ・人口総数は減少傾向にあり、年少人口及び生産年齢人口も同様であります。老年人口を前期（65～74歳）/後期高齢者（75歳以上）別に見ると、前期高齢者は平成27年以降令和12年まで減少に転じますが、後期高齢者は増加する見込みであり、平成27年と令和12年との比較で約1.75倍となる見込みとなっています。

#### ■住民基本台帳に基づく推計

	実績値		推計値				
	平成22年	27年	令和2年	7年	12年	17年	22年
総人口	110,694	109,184	106,667	103,476	97,913	91,292	84,641
年少人口	12,818	11,876	11,114	10,340	9,559	9,026	8,747
生産年齢人口	71,281	64,202	59,104	56,890	53,859	49,289	43,240
前期高齢者人口	16,908	19,987	18,264	13,908	11,549	12,346	14,573
後期高齢者人口	9,687	13,119	18,185	22,337	22,946	20,631	18,080
高齢化率	24.0%	30.3%	34.2%	35.0%	35.2%	36.1%	38.6%
後期高齢者割合	8.8%	12.0%	17.0%	21.6%	23.4%	22.6%	21.4%
(参考) 全国の高齢化率	23.0%	26.6%	28.9%	30.0%	31.2%	32.8%	35.3%



※全国の高齢化率は、国立社会保障人口問題研究所平成30年3月推計による  
 出典：住民基本台帳に基づく市独自推計

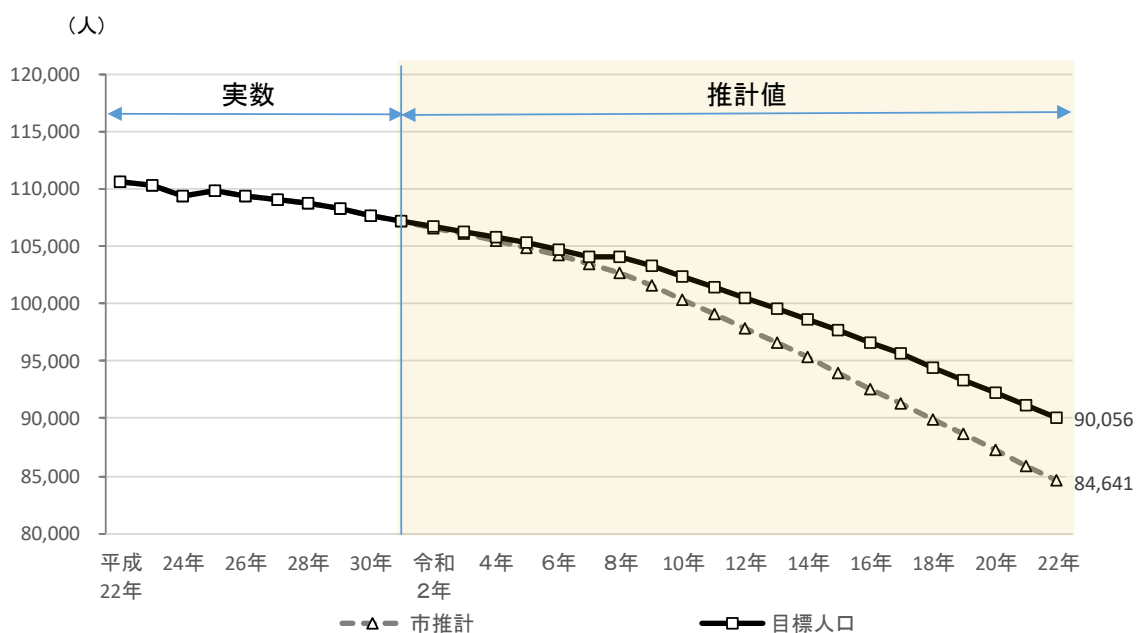
### ⑤目標人口の設定

将来人口を推計すると、令和 22(2040)年には 84,641 人 となります。

将来人口の目標としては、合計特殊出生率の向上、子育て・若者世代の転入促進・転出抑制などに取り組むことにより、「令和 22(2040)年に人口約 9 万人を維持する」こととします。

#### ■目標人口

(単位:人)	令和 2年 (2020)	7年 (2025)	12年 (2030)	17年 (2035)	22年 (2040)
目標人口	106,755	104,113	100,594	95,658	90,056



## (2) 産業構造

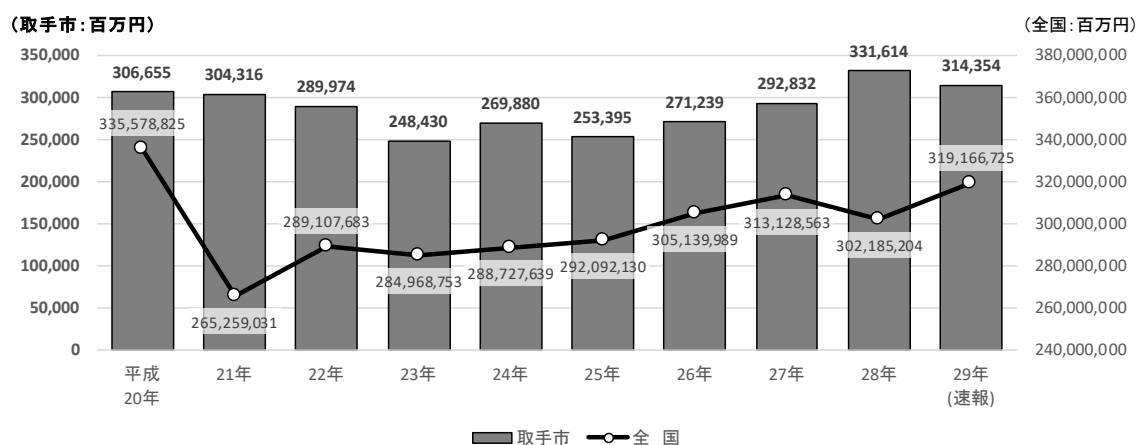
### ①工業

- ・ 製造品出荷額等は平成 22 年から 23 年にかけて 400 億円以上減少しましたが、25 年から 28 年にかけては回復傾向にあります。
- ・ 事業所従業者数は、平成 25 年の 6,808 人を底として、平成 27 年には 8,466 人まで増加しましたが、その後再び減少しています。
- ・ 業務用機械器具の事業所数は本市全体の事業所の 7.3%ですが、従業者の割合で見ると、全体の 71.2%を占めており、従業者数を見ても圧倒的に多くなっています。これは大規模製造業事業所の立地が背景にあるものと考えられ、規模の大きい事業所が本市の雇用を支えていることがわかります。一方、事業所数が最も多い金属製品は、従業者数構成比でみると 9.0%となっていることから、中小企業が多くを占めているものと考えられます。

### ■ 製造品出荷額等の推移

(百万円)

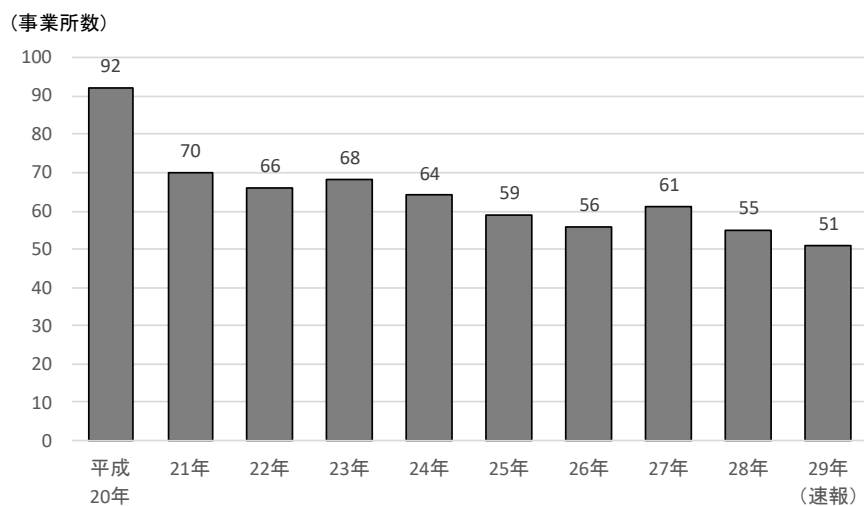
	平成 20年	21年	22年	23年	24年
<b>取手市</b>	<b>306,655</b>	<b>304,316</b>	<b>289,974</b>	<b>248,430</b>	<b>269,880</b>
<b>全国</b>	<b>335,578,825</b>	<b>265,259,031</b>	<b>289,107,683</b>	<b>284,968,753</b>	<b>288,727,639</b>
	25年	26年	27年	28年	29年 (速報)
<b>取手市</b>	<b>253,395</b>	<b>271,239</b>	<b>292,832</b>	<b>331,614</b>	<b>314,354</b>
<b>全国</b>	<b>292,092,130</b>	<b>305,139,989</b>	<b>313,128,563</b>	<b>302,185,204</b>	<b>319,166,725</b>



出典：工業統計調査（平成 23 年は経済センサス活動調査）

## ■事業所数の推移

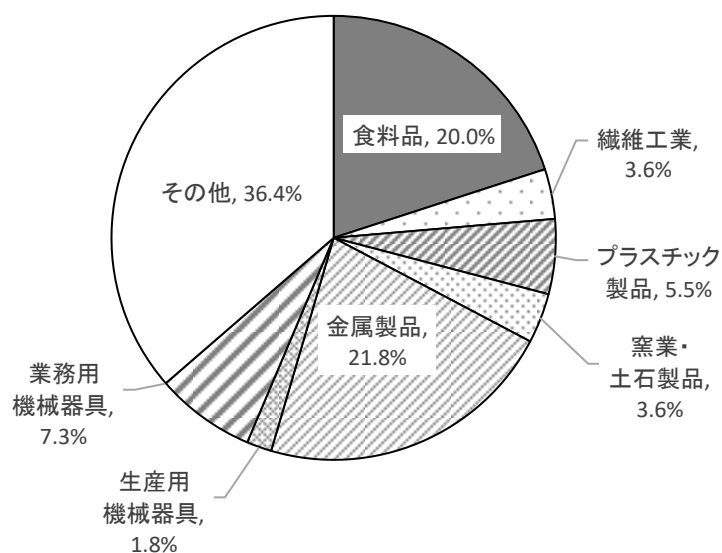
単位:か所	平成 20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年 (速報)
事業所数	92	70	66	68	64	59	56	61	55	51



出典：工業統計調査（平成23年は経済センサス活動調査）

## ■事業所構成比（平成28年）

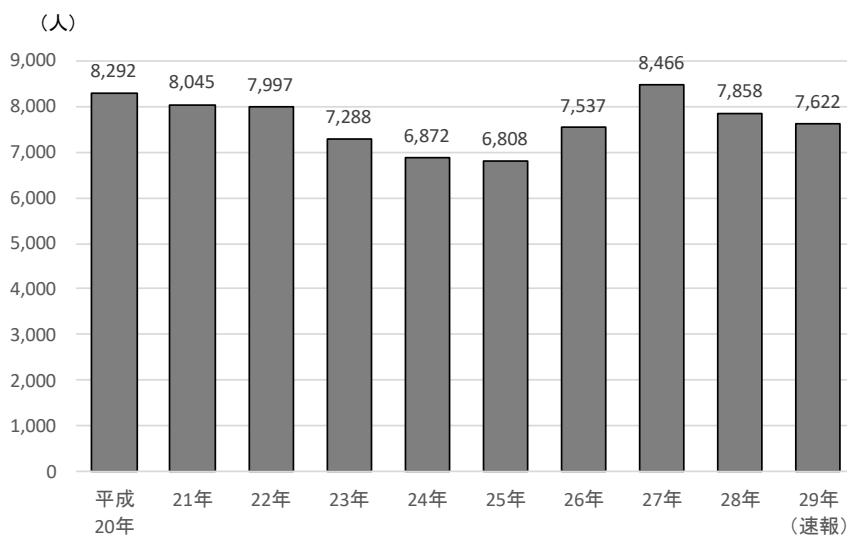
単位:か所	食料品	繊維工業	プラスチック製品	窯業・土石製品	金属製品	生産用機械器具	業務用機械器具	その他	計
事業所数	11	2	3	2	12	1	4	20	55
構成比	20.0%	3.6%	5.5%	3.6%	21.8%	1.8%	7.3%	36.4%	100.0%



出典：平成28年工業統計調査

■事業所従業者数の推移（従業者4人以上）

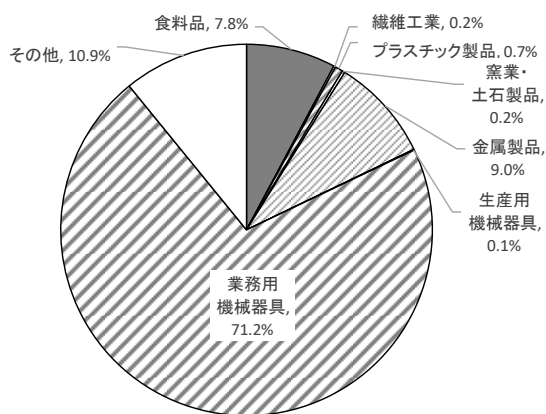
単位:人	平成 20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年 (速報)
従業者数	8,292	8,045	7,997	7,288	6,872	6,808	7,537	8,466	7,858	7,622



出典：工業統計調査（平成23年は経済センサス活動調査）

■事業所従業者構成比（従業者4人以上：平成28年）

単位:人	食料品	繊維工業	プラスチック製品	窯業・土石製品	金属製品	生産用機械器具	業務用機械器具	その他	計
従業者数	612	13	53	19	706	5	5,595	855	7,858
構成比	7.8%	0.2%	0.7%	0.2%	9.0%	0.1%	71.2%	10.9%	100.0%



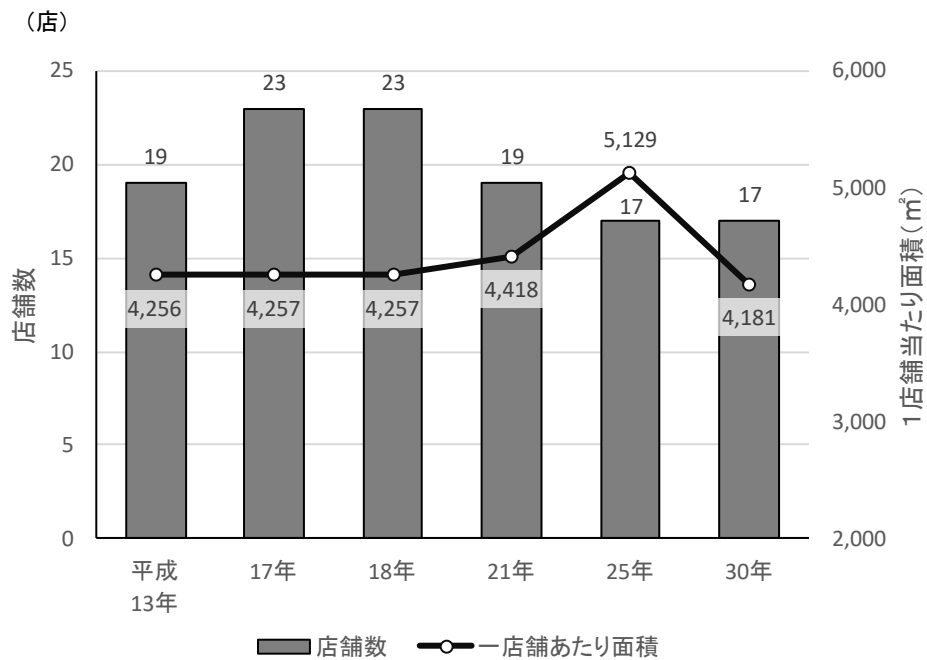
出典：平成28年工業統計調査



## ②商業

- ・市内の大型小売店舗の数は取手駅東口の店舗（平成 17 年）、取手駅西口の店舗（平成 22 年）に代表される施設の撤退の影響もあり、平成 17 年をピークに減少に転じています。
- ・年間商品販売額は平成 28 年に 1,505 億円と、平成 11 年と比較して 28.2%減少しています。
- ・商店従業者数は平成 28 年に 5,301 人と、平成 11 年と比較して 34.0%減少しており特に大型小売店舗が減少し始めた平成 17 年以降の減少が顕著です。

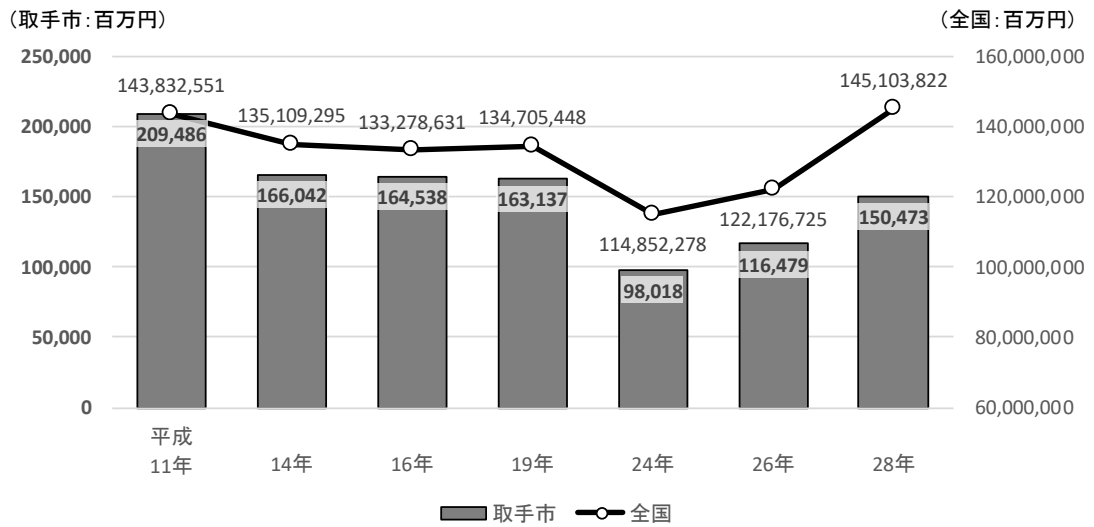
### ■大型小売店舗数



出典：全国大型小売店総覧（東洋経済新報社）

■年間商品販売額の推移（単位：億円）

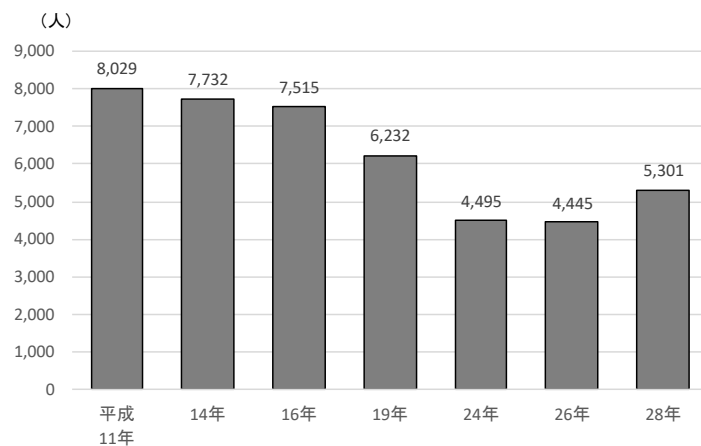
		(百万円)			
	平成 11年	14年	16年	平成 19年	
取手市	209,486	166,042	164,538	163,137	
全 国	143,832,551	135,109,295	133,278,631	134,705,448	
	24年	26年	28年		
取手市	98,018	116,479	150,473		
全 国	114,852,278	122,176,725	145,103,822		



出典：商業統計調査、経済センサス

■商業従業者数の推移（単位：人）

単位：人	平成 11年	14年	16年	19年	24年	26年	28年
従業者数	8,029	7,732	7,515	6,232	4,495	4,445	5,301



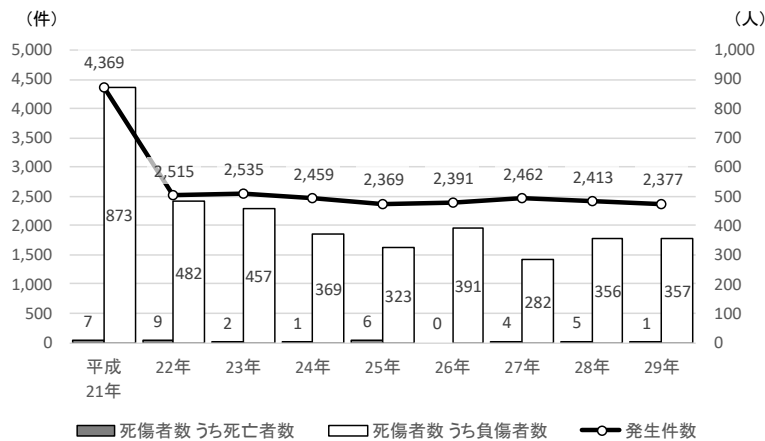
出典：商業統計調査、経済センサス

### (3) 生活環境

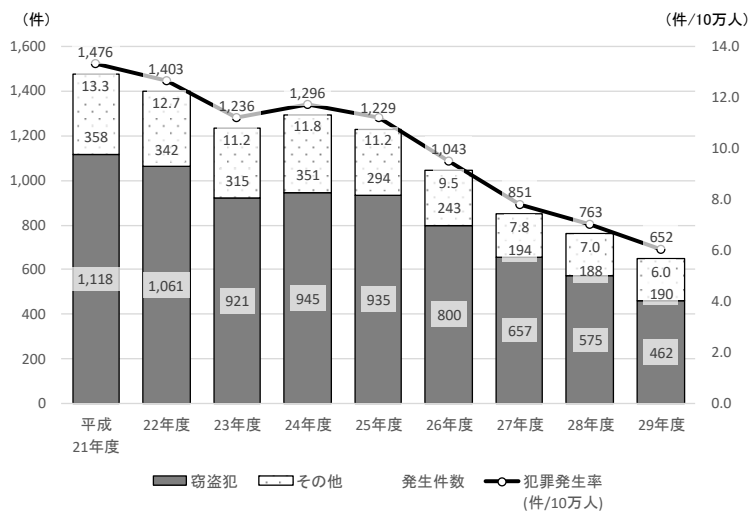
#### ①安全・安心

・平成29年における市内の交通事故発生件数、刑法犯罪発生件数はいずれも平成21年と比較して減少傾向にあります。火災発生件数については、平成25年以降概ね横ばいで推移しており、全体として市民生活の安全・安心が保たれていると考えられます。

#### ■交通事故発生件数の推移



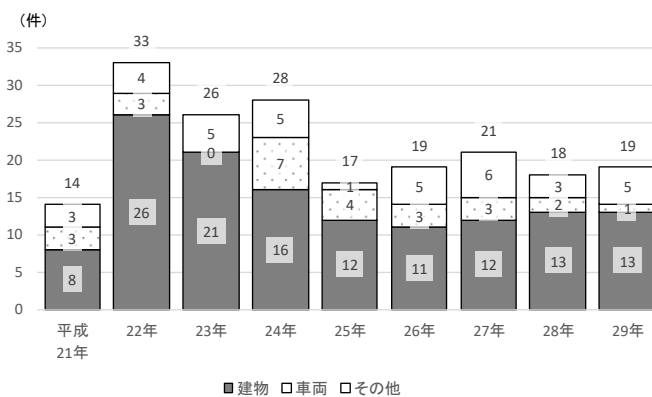
#### ■刑法犯罪発生件数



※犯罪率とは、人口10万人に対する犯罪発生（認知）件数

出典：統計とりで（取手警察署）

#### ■火災発生件数の推移



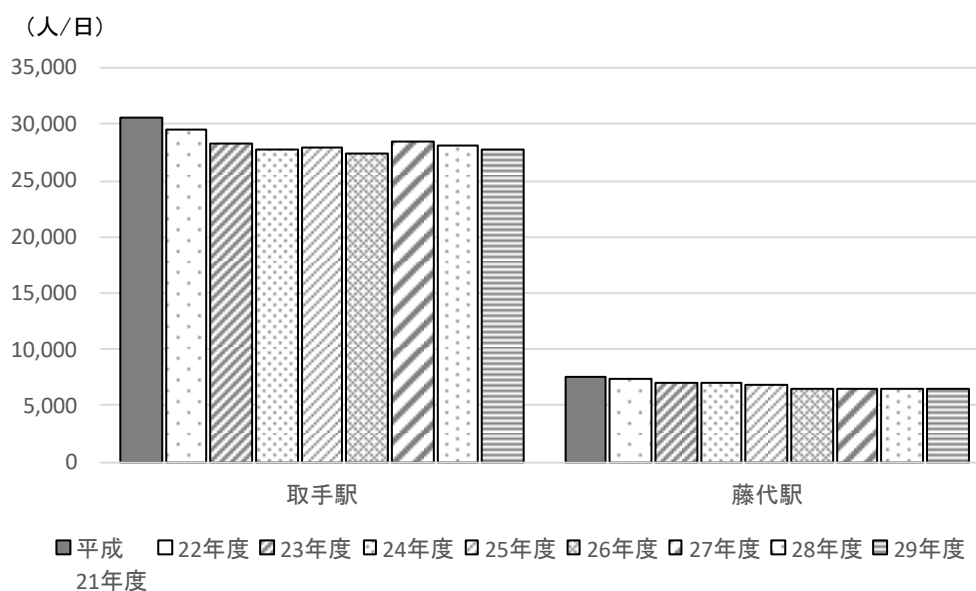
出典：取手市消防年報

## ②鉄道の日平均乗車人員

- ・ JR 常磐線各駅の日平均乗車人員については、取手駅が平成 25 年度及び 27 年度、藤代駅が平成 25 年度にそれぞれ前年度対比で増加した以外は微減で推移しています。平成 27 年 3 月から常磐線中距離列車・快速電車の東京駅及び品川駅までの直通運転が開始され、利便性が向上しています。
- ・ 関東鉄道常総線各駅の日平均乗車人員については、平成 23 年度以降概ね横ばいの傾向にあります。新たにまち開きをしたゆめみ野地区のゆめみ野駅は一日平均乗車人員が増加傾向（平成 29 年度、810 人/日）にあります。

### ■JR 取手駅及び藤代駅の日平均乗車人員の推移

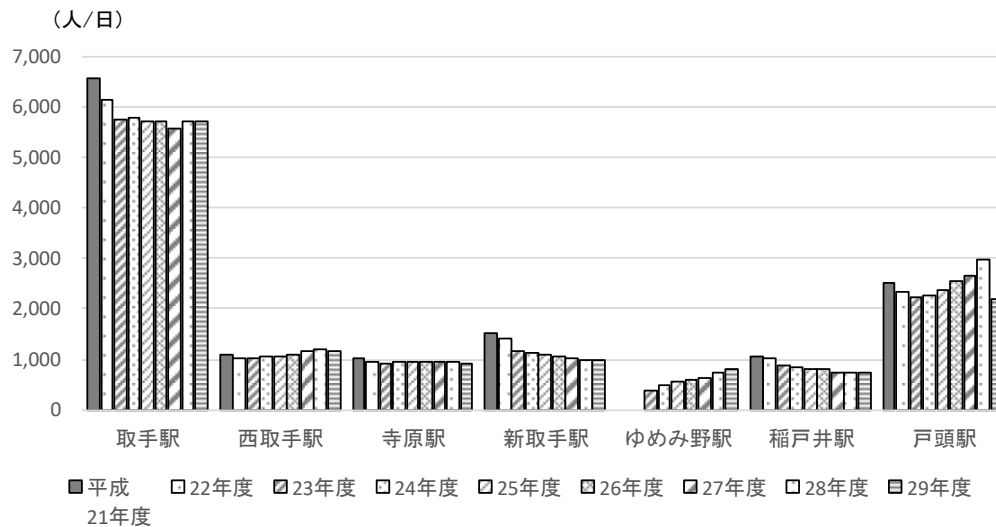
単位：人/日	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
取手駅	30,662	29,563	28,315	27,768	27,901	27,410	28,450	28,068	27,741
藤代駅	7,620	7,363	7,095	6,984	6,801	6,520	6,552	6,510	6,478



出典：JR東日本

■ 関東鉄道常総線各駅の一日平均乗車人員の推移

(単位:人/日)	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総数	13,761	12,913	12,339	12,517	12,564	12,720	12,753	13,326	12,528
取手駅	6,565	6,162	5,773	5,782	5,722	5,710	5,596	5,734	5,732
西取手駅	1,095	1,028	1,014	1,046	1,047	1,077	1,176	1,201	1,171
寺原駅	1,004	940	928	935	940	950	940	957	904
新取手駅	1,510	1,417	1,172	1,142	1,104	1,060	1,003	996	986
ゆめみ野駅	-	-	366	484	563	588	634	731	810
稲戸井駅	1,056	1,013	869	845	821	789	745	730	736
戸頭駅	2,531	2,354	2,218	2,284	2,368	2,546	2,657	2,977	2,190



出典：統計とりで(関東鉄道(株))

※年間乗車人員を各年度の暦日数で除した換算値

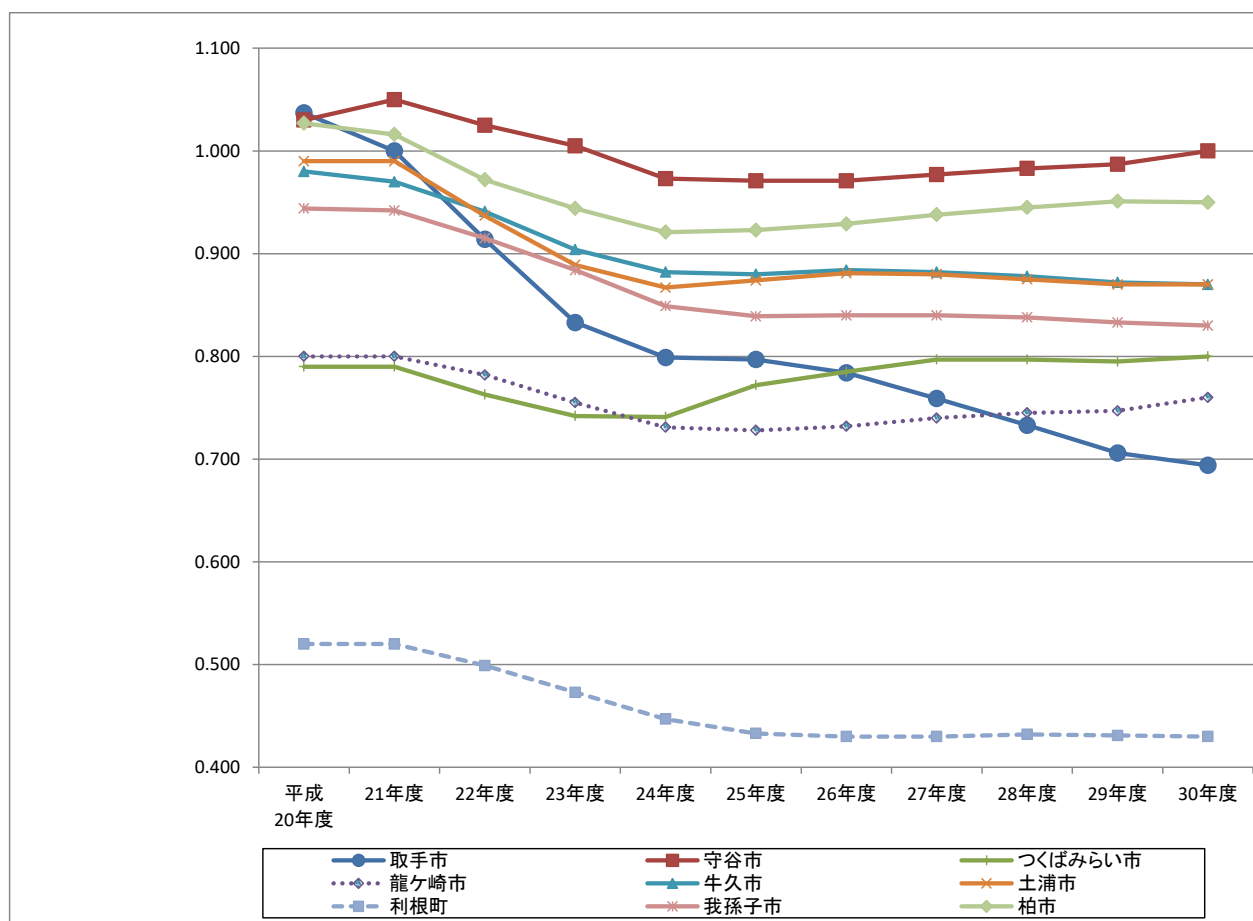
#### (4) 財政状況

##### ① 財政力指数 (※)

・自治体の財政力の強弱を示す財政力指数は、平成22年度以降、普通交付税の交付基準となる1.0を下回り、その後も毎年度減少を続け、平成30年度では0.69となりました。これは、法人市民税の一部国税化や市内大手企業の収益減に伴う法人市民税の減収などの影響によるところが大きく、平成30年度決算での法人市民税収は、平成20年度決算と比べて64.9%減となっています。

令和元年度には税制改正によりさらに法人市民税の国税化が進むことなどから、今後とも法人市民税の動向を注視する必要があります。また、個人市民税についても生産年齢人口の減少等により減収が危惧されることから、歳入額を安定的に確保するとともに、さらなる歳出額の抑制に努める必要があります。

※財政力指数：地方交付税のうち普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した値の3カ年平均であり、地方公共団体の財政力を示す指標として用いられています。この数値が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになるため、財源に余裕があるといえます。



	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
取手市	1.037	1.000	0.914	0.833	0.799	0.797	0.784	0.759	0.733	0.706	0.694
守谷市	1.030	1.050	1.025	1.005	0.973	0.971	0.971	0.977	0.983	0.987	1.000
つくばみらい市	0.790	0.790	0.763	0.742	0.741	0.772	0.785	0.797	0.797	0.795	0.800
龍ヶ崎市	0.800	0.800	0.782	0.755	0.731	0.728	0.732	0.74	0.745	0.747	0.760
牛久市	0.980	0.970	0.941	0.904	0.882	0.88	0.884	0.882	0.878	0.872	0.870
土浦市	0.990	0.990	0.937	0.889	0.867	0.874	0.881	0.88	0.875	0.87	0.870
利根町	0.520	0.520	0.499	0.473	0.447	0.433	0.43	0.43	0.432	0.431	0.430
我孫子市	0.944	0.942	0.915	0.884	0.849	0.839	0.84	0.84	0.838	0.833	0.830
柏市	1.027	1.016	0.972	0.944	0.921	0.923	0.929	0.938	0.945	0.951	0.950

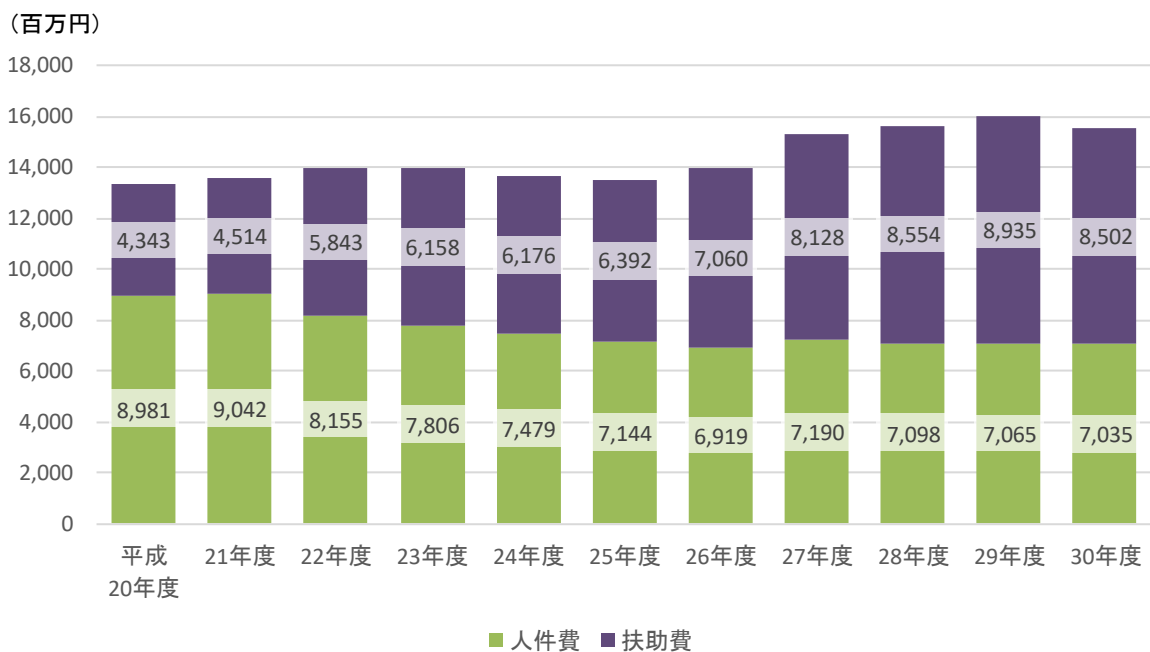
出典：普通会計決算状況調書（決算カード）

②普通会計歳出決算額（性質別）

・義務的経費のうち、人件費は職員数の抑制と年齢構成の変化等により減少傾向にあります。

一方で、扶助費については、全国的に少子化・高齢化が進んでおり、本市も例外ではありません。特に高齢化については、昭和 40～50 年代の大規模開発により人口が急増した経緯がある本市においては、全国平均、県内平均を上回るペースで高齢化が進んでいます。

こうした状況から、医療給付費や生活保護費などの増加等により、社会保障費にかかる扶助費の割合が増加の一途を辿っています。



※扶助費については、平成 27 年度から平成 29 年度まで子ども子育て支援新制度代理受領分の影響額を控除しています

出典：普通会計決算概要調書（決算カード）



### ③財政状況の見通し（普通会計）

- ・歳入面については、少子化・高齢化の進展や国の税制改正の影響等（※）により市税が減少する一方、扶助費の増加に伴う国県支出金が増加する傾向にあります。使途の制限を受けない一般財源の割合が低下することから、財政運営の自主性・安定性を確保するため、自主財源の確保に努める必要があります。
- ・歳出面については、総額に占める義務的経費の割合が年々増加する一方、投資的経費に配分できる財源が縮小する傾向にあります。弾力性に欠ける財政構造であることから、引き続き行財政改革に努める必要があります。

※法人市民税法人税割について、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分について税率が14.7%から12.1%に引き下げられており、さらに、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分より、12.1%から8.4%に引き下げられることとなっています。

#### ■歳入見通し（単位：百万円）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市税	14,169	13,847	13,574	13,631	13,672
地方譲与税	313	317	317	319	319
各種交付金	2,136	2,590	2,715	2,711	2,711
地方交付税	6,234	6,099	6,209	6,189	6,169
負担金・分担金	263	183	183	183	183
使用料・手数料	470	370	370	370	370
国・県支出金	8,448	9,065	9,143	9,220	9,297
財産収入	61	61	61	61	61
寄附金	50	50	50	50	50
繰入金	1,416	831	784	990	935
繰越金	501	501	501	501	501
諸収入	670	694	694	694	694
市債	4,791	4,544	4,763	4,178	3,520
合計	39,522	39,154	39,365	39,097	38,484

※百万円未満の数値は四捨五入しているため、各区分の積上げ値と合計は必ずしも一致しません。

■歳出見通し（単位：百万円）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
義務的 経費	人件費	7,397	7,886	7,676	7,799	7,748
	扶助費	8,868	9,508	9,608	9,708	9,808
	公債費	4,283	4,665	4,847	4,924	4,891
その他 経費	繰出金 積立金 その他	13,756	13,684	13,614	13,696	13,787
投資的 経費	普通建設 事業費	5,167	3,360	3,570	2,920	2,200
	災害復旧 事業費	0	0	0	0	0
	予備費	51	51	51	51	51
合計		39,522	39,154	39,365	39,097	38,484
義務的経費割合(%)		52.0%	56.3%	56.2%	57.4%	58.3%

※義務的経費：地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費（人件費、公債費、扶助費）

その他経費：地方自治体の経費のうち、義務的経費及び投資的経費に含まれない経費

投資的経費：地方自治体の経費のうち、支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられる経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）

※百万円未満の数値は四捨五入しているため、各区分の積上げ値と合計は必ずしも一致しません。

出典：取手市財政課

## 4. テーマの設定

### (1) テーマ設定の趣旨

基本構想における将来都市像である「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」の実現に向けて、前述の「まちづくりの基本的方向性」の中から、今後4年間において、特に重点的に取り組むべき重点施策を導き出すための最初のプロセスとして、「とりで未来創造プラン2016」と同様に、計画期間において、特に重点的に実施していく施策の大きな枠組みとなる「テーマ」を設定することとします。

さらに、「とりで未来創造プラン2016」と同様に、設定したテーマごとに関係する分野の課題、マニフェストの内容などを総合的に勘案し、テーマを実現していくための「戦略」を導き出し、その上で、各々の戦略ごとの展開方針を位置付け、そこから重点施策を導き出していきます。

### (2) テーマの設定

#### ①本市の現況に関する分析及び課題の整理

まず、前述の本市の現況について分析し、本計画において取り組むべき課題について検討を行い、下記の表に整理しました。

#### <現況分析と課題のまとめ>

分野	現況分析	課題
現況 人口	<p>○総人口は減少、老年人口は約1.7倍増</p> <p>・総人口は、平成31年には平成18年比で約4.0%減少。老年人口は約1.7倍に急増。年少人口、生産年齢人口はともに減少。</p> <p>○後期高齢者は、今後10年間で平成31年の約1.3倍に増加</p> <p>○自然動態は減少傾向、社会動態は回復傾向</p> <p>・自然動態は、減少傾向にあり、市全体の人口は減少傾向。社会動態は平成26年に転入が転出を上回り、回復傾向。</p>	<p>○年少人口減少対策</p> <p>○子育て支援</p> <p>○少子化対策</p> <p>○若年層の定住化促進</p> <p>○健康寿命の延伸</p> <p>○高齢者福祉の充実</p> <p>○地域包括ケアシステムの構築</p> <p>○本市の魅力発信の強化</p> <p>○教育環境の充実</p>

分野	現況分析	課題
産業構造	<p><b>○製造品出荷額等及び従業者数の回復</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造品出荷額等と従業者数は、平成 22 年から 23 年にかけて大きく減少したが、25 年以降は回復傾向。</li> </ul> <p><b>○大型小売店舗の減少による商品販売額、従業者数の減少からの回復傾向</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型小売店舗数は平成 17 年以降減少。平成 24 年には平成 11 年と比較して商品販売額が 5 割以上、従業者数は 4 割以上減少したが、その後は回復傾向。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業の活性化</li> <li>○雇用機会の創出</li> <li>○計画的な土地利用の推進</li> <li>○中心市街地の活性化</li> <li>○買い物しやすいまちづくり</li> </ul>
生活環境	<p><b>○市内の交通事故、刑法犯罪発生件数は減少傾向。火災発生件数は横ばいで推移。</b></p> <p><b>○鉄道利用者数は微減傾向</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 取手駅の一日平均乗車人員は、平成 25 年度と 27 年度には前年度を上回ったが、以降は微減で推移。</li> <li>・関東鉄道常総線各駅の一日平均乗車人員は概ね横ばい傾向にあるが、新たにまち開きをしたゆめみ野駅では増加傾向。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災・防犯対策の強化</li> <li>○安全な地域づくりの環境整備</li> <li>○良好な市民生活環境の整備</li> <li>○自然環境と調和した地域開発、住環境の整備</li> <li>○都市基盤整備の推進</li> <li>○公共交通の利便性向上</li> </ul>
財政状況	<p><b>○さらに厳しさを増す財政状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政力指数は、平成 22 年度以降 1.0 を下回り、平成 30 年度には 0.69 まで低下。</li> <li>・扶助費は、平成 30 年度と 20 年度との比較で、2 倍以上に増加。</li> <li>・今後、市有公共建築物等の更新に対する負担の増加が見込まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歳入の確保</li> <li>○行政運営の効率化</li> <li>○健康寿命の延伸</li> <li>○扶助費の抑制</li> <li>○地域コミュニティ活動・市民活動の促進</li> <li>○ボランティアの育成と活用</li> <li>○公共施設の効率的な運用</li> </ul>

## ②テーマの導出

基本構想に掲げる将来都市像を実現するために、上記の表において整理した本市の現況に関する課題及び時代の潮流を総合的に勘案し、基本構想に定めた 6 つのまちづくりの基本方針に沿って、今後 4 年間で重点的に取り組むべき方向性について検討を行いました。

検討の結果、「とりで未来創造プラン 2020」においても、今後 4 年間に於いて、重点的に取り組むべき施策の方向性については、「とりで未来創造プラン 2016」を策定した 4 年前と比して、大きな転換はないことに加えて、基本計画の内容に一定の

継続性を持たせる観点から、施策体系の最も大きな枠組である「テーマ」については、「とりで未来創造プラン2016」の3つのテーマを継承することとしました。

その上で、市民意識や社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくことや、改定する総合戦略の内容を包含することに伴って生じる変更点については、「テーマ」の下の階層である「戦略」や「重点施策」のレベルで反映させ、新しい施策体系を構築することとします。

「とりで未来創造プラン2016」から「とりで未来創造プラン2020」へと継続する3つのテーマは以下のとおりです。

### **[活力の創出]**

1つ目は、「活力の創出」です。

中長期的な方針であるまちづくりの基本方針では、(3)「活気と魅力あふれる元気なまちづくり」において、活気あるまちづくりを進めるために、時代の変化に対応した産業振興策や支援体制の強化を促進することを定め、(4)「都市と自然が調和した環境のまちづくり」において、市全体を市民の憩いと安らぎの空間として育み、自然と調和した良好な住環境を保持するよう努めることを定め、(5)「快適で、安心できるまちづくり」において、既成市街地における都市機能の集積を進め、道路や公園等の整備により魅力ある都市空間の整備を進めることや安全で安心なまちづくりのために、地域住民の自主的な活動を支援・促進することを定めています。

今後4年間の方向性を検討するために、国や本市の状況を見ると、地方における産業・経済状況は景気動向や地域間競争の激化などを受けて深刻な状況となっており、本市においても地域の活力低下や雇用情勢の悪化等が大きな課題となっています。

こうした状況を受けて、本計画期間中においては、若年層の定住促進を推進するための都市環境を整備し「まちの質」を高めるため、取手、藤代両駅周辺や桑原地区をはじめとする都市基盤整備を推進するとともに、道路や排水、公園、公共交通網などの都市機能の充実を図ります。

また、市内企業との連携による市内産業の活性化、市民による起業の促進や新たな企業の誘致などにより、安定した雇用の拡大・創出を図っていく必要があります。

### **[少子高齢社会への対応]**

2つ目は、「少子高齢社会への対応」です。

まちづくりの基本方針では、(1)「健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり」において、高齢者を含むすべての人々が健康で生きがいを持って豊かな人生を送れるよう、社会全体で市民の健康づくりを支えることを定め、(2)「豊かなところと個性を育むまちづくり」において、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、教育・保育の提供や子育て支援施策を展開することを定めています。

日本全体が人口減少社会・超高齢社会に向かう中、国が本腰を上げて地方創生への取組を推進していることもあり、出産・子育て支援をはじめとする少子化対策や、若

年層の転入・定住促進策を効果的に展開していくことが重要となります。

本市においても、団塊の世代が高齢者層に入る一方、若年層の定住促進策や、子育て支援、少子化対策のさらなる推進が大きな課題となっています。

そのため、子育て世代に選ばれるまちとするために、出産・子育てや教育環境の充実を図るとともに、若者世代向けの住宅供給の促進などの定住促進策に総合的に取り組んでいく必要があります。

また、高齢者福祉の充実、健康寿命の延伸、生きがいづくりなど、これまでの取組をより一層充実させていくことも必要です。

若者世代が取手市に定住したいと思えるように、子育てや教育面を中心とした手厚い支援を行い、地域の高齢者にも子ども見守りなどに参画していただきながら、老若男女が手を取り合い、互いに協力し、支えあうことができるまちづくりを進めることにより、人口減少に歯止めをかけることを目指します。

都市基盤の充実強化、産業・経済の活性化、出産・子育て支援の充実などの推進とともに、様々な市民活動を通じた地域コミュニティの活性化を図ることなどにより、「元気なまち」としてのイメージアップを図り、これを様々な手段で広くアピールすることで、多くの人々が訪れ、選ばれ、そして定住したくなるまちになり、さらなる地域活性化への好循環を生み出します。

#### [協働と持続可能な自治体経営]

3つ目は、「協働と持続可能な自治体経営」です。

まちづくりの基本方針では、(5)「快適で、安心できるまちづくり」において、日常生活の中で一人ひとりが高い意識を持ち、協力し合いながら安心して暮らすことができるよう、市民と行政が連携して、迅速かつ的確に対応できる防災力と、犯罪を未然に防ぐ防犯力の高いまちづくりを目指すことを定め、(6)「自主・自律、未来をひらくまちづくり」において、市民の自主的な活動を促進するとともに多様な主体による協働社会の実現を目指すこと、男性と女性などお互いの人権を尊重し協力しあう社会の実現を目指すこと、及び多様化する行政課題や行政需要に対し、必要性や緊急性を加味した上で柔軟な対応による行政サービスが提供できるよう努めることを定めています。

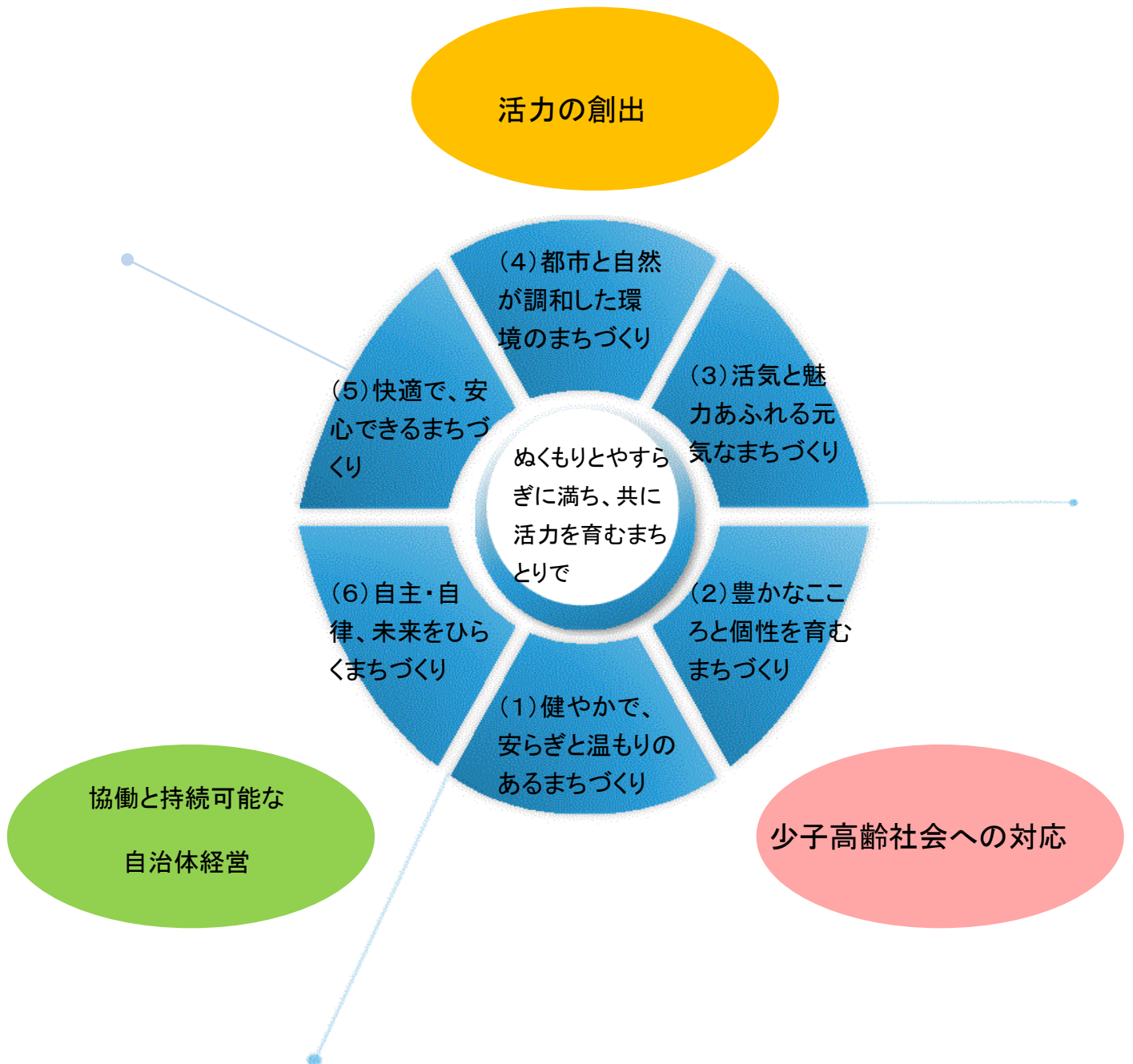
近年、住民ニーズや地域の課題が多様化しており、これらに対して市民など多様な主体と行政との協働により課題の解決を図る取組が広く進展しており、本市においても、地域コミュニティの充実、市民交流・活動やボランティア活動の促進・活用などが大きな課題となっています。地域でのコミュニティ活動や、福祉や環境などといった各分野での市民活動の活性化をさらに推進し、すべての世代の市民が地域にかかわり、共に支えあいながら、生きがいを持ち、幸福感を感じて生活できる社会の実現を目指します。

また、防災・防犯など地域、市民の安全安心を維持向上する取組や、多様化する人々の生き方や暮らしをお互いに尊重できる平和な社会づくりについても、市民と行政との協働を通じて、引き続き推進します。

一方、高齢化に伴う扶助費等の支出や、公共施設の老朽化に伴う施設の改修や更新に要する経費のさらなる増大が今後見込まれることから、より一層効率的な行財政運営が必要となっています。そのため、行政改革により一層取り組むとともに、まちづくりに主体的に取り組む市民や各種団体、事業者などと手を取り合い、公共サービスの新たな担い手の育成や行政サービスにおける協働メニューの創設・拡充など、これまでにはない行政経営手法の検討及び展開が求められています。

同時に、限られた行財政資源を有効に活用して、ますます高度化・複雑化する様々な行政課題に対応するため、計画的かつ効率的な資源・財源の配分を行うことにより、今後も持続可能な地域経営を目指します。

■ 6つのまちづくりの基本方針と3つのテーマとの対応





## 5. 戦略と重点施策の設定

3つのテーマに基づき、令和2年度からの4年間で特に重点的に取り組むべき戦略及び重点施策を、テーマに対する課題、市長マニフェスト及び「取手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた基本目標などを勘案して検討した結果、以下の取組を戦略及び重点施策として設定します。

### 【テーマ1】 活力の創出

テーマに対する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地の活性化</li> <li>・ 道路や公園の整備</li> <li>・ 雨水排水対策の充実</li> <li>・ 公共交通の利便性向上</li> <li>・ 計画的な土地利用の推進</li> <li>・ 自然環境と調和した地域開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定した雇用の確保</li> <li>・ 安定した所得の確保と向上</li> <li>・ 働きやすい環境の向上</li> <li>・ 市内企業との連携促進</li> <li>・ 企業進出のための情報提供、支援体制の充実</li> </ul>
マニフェスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取手駅西口の市街地再開発事業の推進</li> <li>・ 桑原地区土地区画整理事業の推進</li> <li>・ 藤代駅前の快適な歩行空間の実現</li> <li>・ 公共交通の便利なまちへ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就職と雇用への支援</li> <li>・ 創業支援事業</li> <li>・ 企業誘致の推進</li> </ul>

導き出される戦略

戦略1 まちの質を高める都市整備

戦略2 雇用の創出

## (1) 戦略の展開方針

### 【戦略1】 まちの質を高める都市整備

住みたくなる、住み続けたい質の高いまちを目指して、魅力ある市街地整備を進めるとともに、自然と調和した潤いのある居住環境の整備を推進します。特に、取手駅西口、藤代駅北口及び桑原地区などでの都市基盤整備に取り組みます。

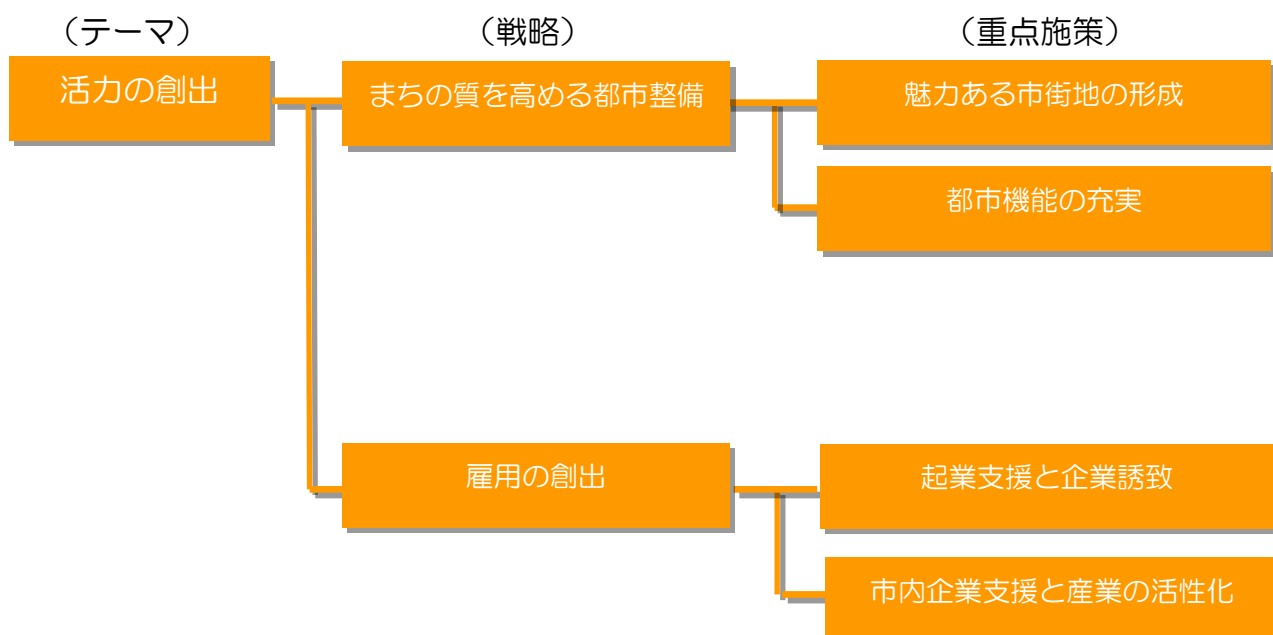
また、道路や公園などの計画的な維持管理・改修・整備、雨水排水対策の充実、公共交通網の利便性向上など、都市機能の充実についても推進します。

### 【戦略2】 雇用の創出

安定した雇用を拡大・創出し、若年層やファミリー層をはじめとする市民が、取手市に住み、働ける環境整備を進めます。新たな起業や企業立地がしやすい環境や制度を整え、起業支援と企業誘致を進めるとともに、市内産業の活性化を進めるため、商工会や市内企業との連携・支援をさらに積極的に推進します。

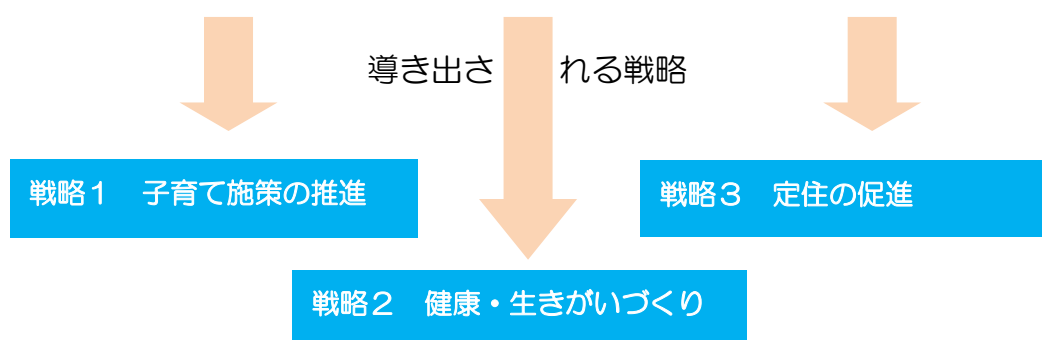
この【戦略2】の部分は、「取手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の一つである、「雇用」に関する部分を包含しており、第二次総合戦略の内容を構成するものとして位置付けます。

## (2) 施策の体系



## 【テーマ2】 少子高齢社会への対応

テーマに対する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子育て支援</li> <li>• 学校教育や生涯学習の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 健康長寿に向けた健康づくりの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 定住人口の確保</li> <li>• 子育て世代の定住促進</li> <li>• 取手市の魅力PR</li> </ul>
マニフェスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出会い・結婚・出産支援</li> <li>• 子育て支援</li> <li>• 教育の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 健康づくりと安心の福祉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 定住化の促進と魅力発信</li> </ul>



## (1) 戦略の展開方針

### 【戦略1】子育て施策の推進

少子化・若年層減少に対応するため、子育て世代に向けた支援策や教育環境のさらなる充実を図ります。

この【戦略1】の部分は、「取手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の一つである、「結婚・子育て」に関する部分を包含しており、第二次総合戦略の内容を構成するものとして位置付けます。

### 【戦略2】健康・生きがいづくり

平成30年10月現在での本市の高齢化率が33.3%に達する中、高齢となってもいきいきと元気に暮らせるために、健康・生きがいづくり施策を推進します。また、高齢者福祉を充実させ、住み慣れた地域で暮らし続けるために地域包括ケアシステムの構築を進めます。

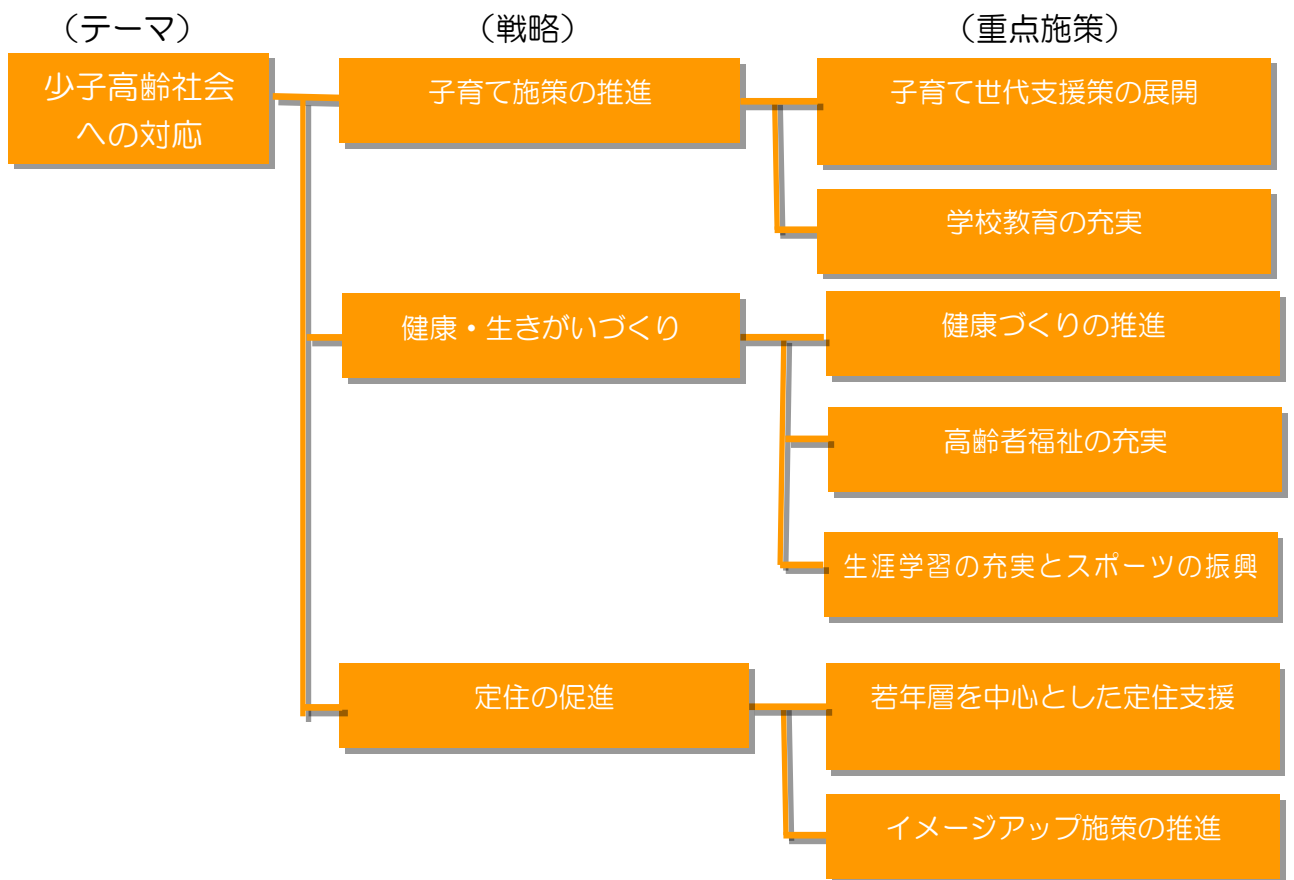
### 【戦略3】定住の促進

次の時代の担い手となる若年層に選ばれる、住み続けたくなるまちづくりに向けた定住促進策を展開します。特に、子育て世代の住宅取得への支援策や、空き家・空き地の利活用などの取組を推進します。

また、シティプロモーションのより一層の取組などにより、本市の魅力発信とイメージアップを図り、定住人口の確保・増加を目指します。

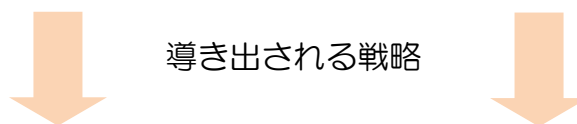
この【戦略3】の部分は、「取手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の一つである、「定住」に関する部分を包含しており、第二次総合戦略の内容を構成するものとして位置付けます。

## (2) 施策の体系



### 【テーマ3】 協働と持続可能な自治体経営

<p>テーマに対する 課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動・ボランティア活動をしやすい環境づくり</li> <li>・地域コミュニティ活動の促進</li> <li>・年齢や障害などを越えて多様な人材が活躍できる社会の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政運営の効率化</li> <li>・公共施設マネジメントの推進</li> <li>・歳入の安定確保</li> </ul>
<p>マニフェスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働のまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ラジオの導入</li> <li>・電話詐欺防止のための支援策</li> </ul>



戦略1 協働のまちづくり

戦略2 健全な行政運営の推進

## (1) 戦略の展開方針

### 【戦略1】協働のまちづくり

市民と行政の協働をさらに進め、地域の課題解決につなげていきます。そのために、地域住民のつながりを強め、地域でのコミュニティ活動のさらなる推進を図るほか、福祉・環境など多様な分野での市民ボランティアなどの支援・育成を進めます。

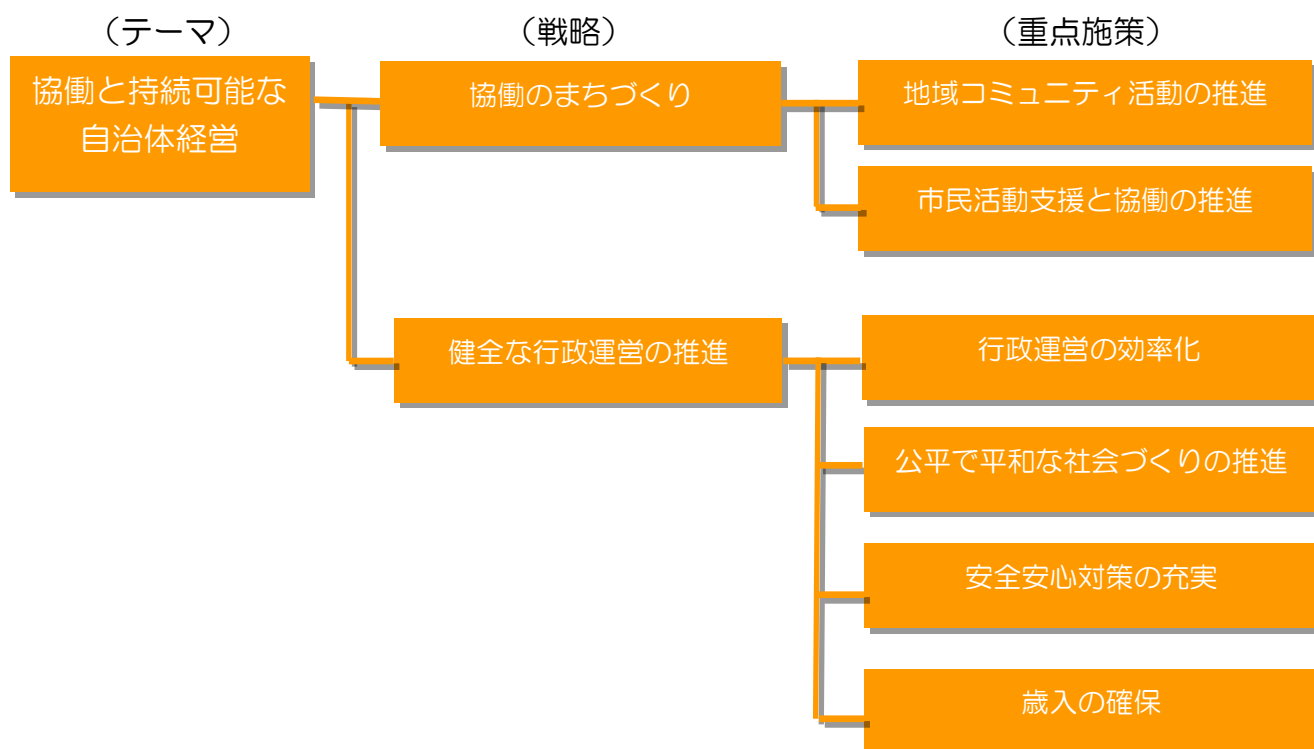
### 【戦略2】健全な行政運営の推進

行政サービスの質の向上と持続可能な行政経営の実現を目指し、行政改革や公共施設マネジメントなどを引き続き進めるとともに、新たな財源を確保するための方策を検討していきます。

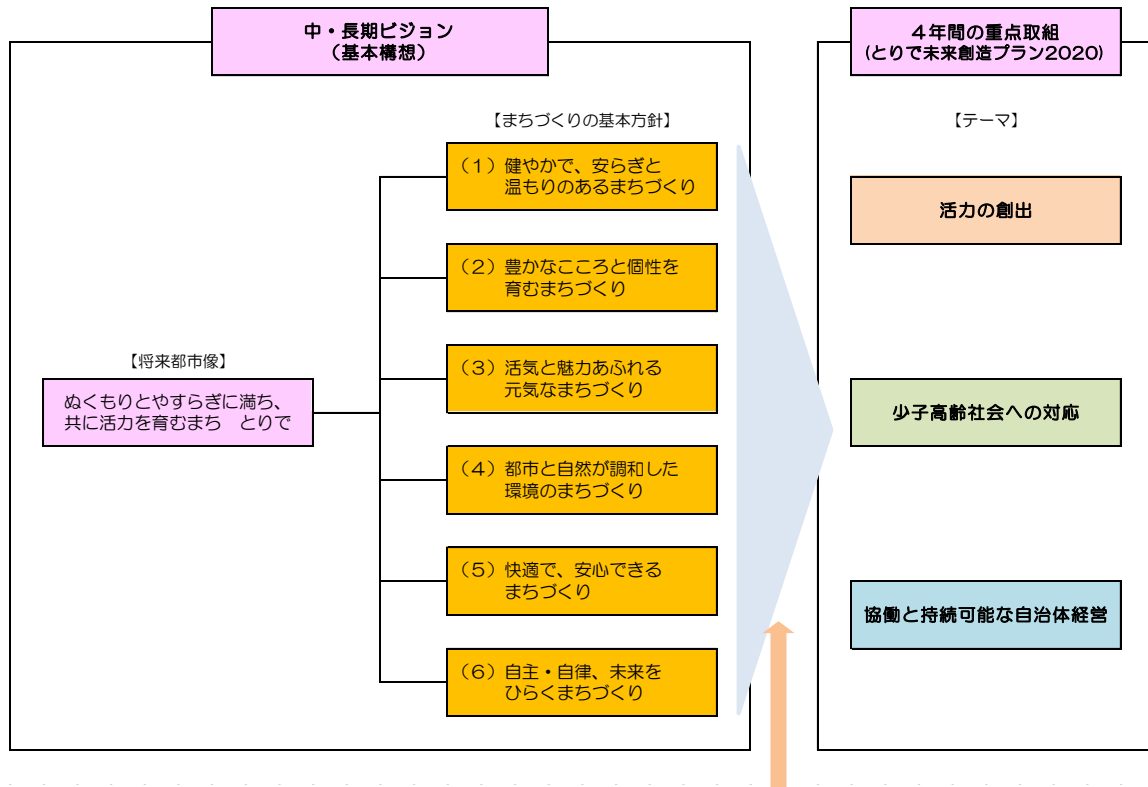
人々の価値観やライフスタイルの多様化と共生、男女共同参画社会の進展などに的確に対応するため、人権啓発や男女共同参画、平和推進などの取組に、引き続き取り組みます。

防災、防犯など市民の安全安心を確保するため、市民との協働により取り組みます。

## (2) 施策の体系



## ■ 6つのまちづくりの基本方針と3テーマの関連図



■下記の要素を勘案して4年間で重点的に取り組むテーマを検討した結果、「とりで未来創造プラン2020」においても、今後4年間において、重点的に取り組むべき施策の方向性については、「とりで未来創造プラン2016」を策定した4年前と比して、大きな転換はないことに加え、計画内容に一定の継続性を持たせる観点から、テーマについては、「とりで未来創造プラン2016」の3つのテーマを継承することとしました。

### 【本市の現況】

人口動向、産業構造、生活環境、財政状況

### 【課題】

- ・人口動向（人口減少対策、少子高齢化への対応、子育て支援、若年層の定住化促進）
- ・産業構造（産業の活性化、雇用の創出、中心市街地活性化）
- ・生活環境（防災・防犯対策強化、良好な市民生活環境の保持）
- ・財政状況（歳入の確保、行政運営の効率化、公共施設の効率的な運用）

### 【時代潮流】

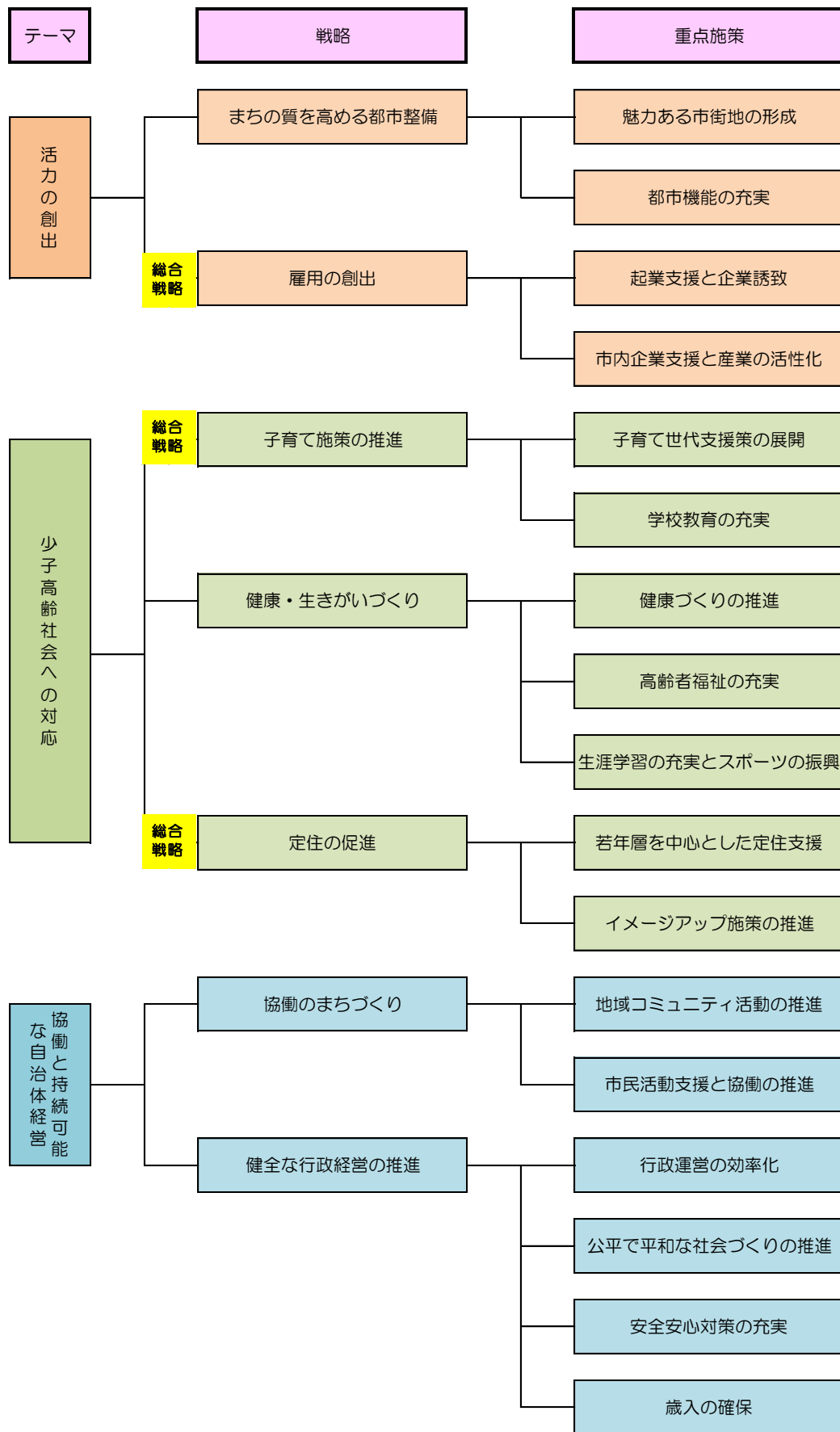
急速な少子高齢化と人口減少社会の到来、経済情勢や産業構造の変化、安全・安心志向の高まり、情報通信技術（ICT）の発展・普及、価値観や意識の変化・多様化、地方分権・地方創生の推進、SDGs への対応、多様な主体と協働したまちづくりの推進

### 【まちづくりの基本的方向性】

まちづくりの基本方針（1）～（6）



■ 施策体系



## 第3部 各論

各論は、基本構想における将来都市像の実現を図るための「とりで未来創造プラン2020」の中核的な部分であり、「テーマ」、「戦略」、「重点施策」、「重点事業」という4層構造をふまえて、各論においては、17項目の「重点施策」について、重点施策ごとの「展開方針」を定めます。

また、重点施策ごとの展開方針をふまえ、重点施策を効果的に推進していくため、各々の重点施策ごとに、具体的に実施していく「重点事業」を定めます。

各々の重点事業を積極的かつ戦略的に推進していくことによって、将来にわたって魅力のある、持続可能なまちづくりを進め、将来都市像の実現を図ります。

### (1) まちづくり指標

重点施策を積極的に推進していくため、重点施策ごとの目標として「まちづくり指標」を設定します。

まちづくり指標は、重点施策ごとに1項目若しくは2項目を設定し、平成30年度末の現状値と比して、計画期間の最終年度である令和5年度末の目標値を設定します。

まちづくり指標の達成状況は、毎年度検証することとし、また、次期基本計画の策定年度の前年度（令和4年度）に「とりで未来創造プラン2020」の振り返りとして行う「施策評価」における指標として活用します。

### (2) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

誰一人として取り残さない社会を実現し、また、地方創生の実現を図るため、国連で採択された国際目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」を推進していくこととします。

そのため、各々の重点施策をSDGsのゴールに関連付けることで、SDGsのゴールの達成を目指した行政運営を進めていきます。

### (3) 市制施行50周年

令和2年度に市制施行50周年を迎えることを受け、今後の新たな50年を見据えて、長期的なビジョンを持ち、将来にわたって持続可能なまちづくりにつながるよう、重点施策及び重点事業を推進していきます。

また、市民協働の観点から、将来のまちづくりの理念や方向性を行政と市民とで共有し、ともに力を合わせて、魅力と活力にあふれ、今後も「住みたい」、「住み続けたい」と感じることができるまちづくりを進めていきます。

☆SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールについて

SDGsは、2015年の国連サミットで採択された2030年に向けた国際的な社会開発目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。地球上の誰一人として取り残さない社会の実現をめざした、世界共通の行動目標となっており、以下の17のゴールは非常に広範な分野にわたっています。

ゴール	目 標	ゴール	目 標
	①貧困 ●あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		⑩不平等 ●各国内及び各国間の不平等を是正する
	②飢餓 ●飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		⑪都市 ●包摂的で安全かつ強靱で持続可能な人間居住を実現する
	③保健 ●あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		⑫生産・消費 ●持続可能な生産消費形態を確保する
	④教育 ●すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		⑬気候変動 ●気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	⑤ジェンダー ●ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		⑭海洋資源 ●持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	⑥水・衛生 ●すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		⑮陸上資源 ●陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	⑦エネルギー ●すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		⑯平和 ●持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	⑧成長・雇用 ●包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		⑰実施手段 ●持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	⑨イノベーション ●強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

出典：国連広報センター

## テーマ1 活力の創出

### 戦略1：まちの質を高める都市整備

#### 重点施策1：魅力ある市街地の形成



##### 【重点施策の展開方針】

取手駅周辺地区については、土地区画整理事業による基盤整備とあわせて、市街地再開発事業による土地利用の高度化とさらなる交通利便性の向上を図り、多様な都市機能の集積による交流人口や居住人口の拡大により、本市の拠点としての魅力向上を図ります。また、取手駅東口改札内のバリアフリー化を推進し、移動の円滑化を図ります。

藤代駅北口地区については、駅利用者や近隣住民が安全・快適に移動・回遊できる動線確保のための歩行空間等の整備を図ります。

国道6号と都市計画道路3・4・3号が交差する桑原地区については、新たな市街地として大規模な商業・業務機能の集積を図ることにより、まちの活力と雇用の創出を目指します。

#### 〇まちづくり指標

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R5)
取手駅北土地区画整理事業の整備進捗率 (%)	70.2	100

##### 【目標設定の考え方】

取手駅北土地区画整理事業の整備進捗率（造成率）は、平成29年度：67.4%、平成30年度：70.2%でした。今後も、魅力ある中心市街地の形成を図るため、土地区画整理事業を推進し、事業の完了を目指します。

##### 【重点事業】

事務事業名	概要
取手駅西口A街区第一種市街地再開発事業	取手駅西口交通広場に面するA街区は、本市の顔となる街区であることから、土地区画整理事業による基盤整備にあわせて、関係権利者とともに、市街地再開発事業を推進し、多様な機能を有する魅力ある街区の

	形成を目指します。
取手駅北土地区画整理事業	<p>魅力ある中心市街地の形成を図るため、取手駅西口地区の宅地造成や、交通結節点となる西口交通広場及び主要な道路交通網の整備を行い、都市基盤の整備を進めます。</p> <p>当該事業の進捗率（造成率）は、平成 30 年度末で 70.2%となっており、早期の事業完成を目指します。</p>
取手駅東口バリアフリー化推進事業	<p>取手駅西口の改札内ではエレベーター、エスカレーターが既に整備され、バリアフリールートが確立されていますが、さらに、利用環境の改善と高齢者や障がい者等の移動円滑化の促進を目的として、取手駅東口改札内のバリアフリー化を推進します。今後も、より安全・安心な環境整備の実現に向けて東日本旅客鉄道株式会社と検討を進めます。</p>
取手ウェルネスプラザ運営事業	<p>平成 27 年 10 月にオープンした市民交流支援・健康づくり支援・子育て支援の 3 つの機能を持つ取手ウェルネスプラザの運営を通じて、子どもから高齢者までが訪れ、賑わう魅力ある中心市街地の形成を目指します。</p>
藤代駅北口地区歩行空間整備事業	<p>藤代駅北口については、朝夕において通勤通学者の送迎車や歩行者等で混雑している状況があります。藤代駅北口地区の歩行空間等を整備することにより、交通結節点としてのさらなる機能の向上と、駅利用者や近隣住民の安全で快適な通行環境を確保します。</p>
桑原地区活力創造拠点整備推進事業	<p>桑原地区での新市街地創出に向け、地区の特性や地元の意向を踏まえたまちづくり方針をもとに、（仮称）桑原地区土地区画整理事業（組合施行）を推進し、商業・業務施設（想定する小売業売場面積約 9ha、雇用創出数約 3,800 人）を核とした新たな活力創造拠点の整備を目指します。</p>



## 重点施策2：都市機能の充実

### 【重点施策の展開方針】

まちの骨格である道路網については、通過交通量が多い道路や通園・通学路など優先度の高い道路の整備・改良や、生活道路等の維持補修の充実により、市民の安全で快適な通行の確保に向けて、整備や維持を図ります。

公園については、子どもたちや高齢者をはじめとして、広く市民が安全で快適に利用できるよう、適切に維持管理を行い、活用します。

雨水排水の整備については、近年多発している「ゲリラ豪雨」等のまとまった降雨による住宅浸水被害や道路冠水を緩和できる下水道雨水幹線・枝線整備や機能の維持・充実を図ります。

公共交通については、鉄道・路線バス網を補完し、市内拠点や公共・公益施設へのアクセスを確保するため、コミュニティバスを運行するとともに、公共交通ネットワークの維持や利便性の向上を図り、高齢者をはじめとする市民の移動の活性化と、自家用車依存の低減による環境負荷の軽減を目指します。

## 〇まちづくり指標

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R5)
都市計画道路整備率 (%)	65.4	65.9

### 【目標設定の考え方】

都市計画道路整備率（延長）は、平成29年度：65.3%、平成30年度：65.4%でした。今後も計画的な道路整備に努め、目標値を65.9%とします。

【重点事業】

事務事業名	概要
道路改良・整備事業	<p>生活道路や通学路については、利便性・安全性の向上を目的とし、狹隘道路の拡幅改良工事や通学路安全対策プログラムに基づいた危険箇所の安全対策を行います。</p> <p>都市計画道路については、優先順位を明確にした上で、計画的に整備を促進し、市内の道路交通網の充実や交通利便性の向上を図ります。</p>
道路維持補修事業	<p>市道を快適で安全に通行できるように、定期的な道路パトロールを行い、除草作業や、既存の道路施設の計画的な点検・維持・修繕を行います。また、橋梁などについても点検を実施し、状況把握をしたうえで、修繕を計画的に行います。</p>
公園維持管理事業	<p>市内の公園が、子どもたちや高齢者をはじめとして、すべての市民が安全・安心かつ快適に利用できるように、遊具をはじめとする公園施設の点検を行い、市民との協働を取り入れつつ、計画的な維持管理に取り組みます。</p>
雨水排水対策事業	<p>誰もが安心して生活し、快適に住み続けることのできる居住環境整備のため、住宅浸水被害や道路冠水を緩和することを目的とし、市内の下水道雨水幹線・枝線を含めた雨水排水施設の整備や既存施設（ポンプ施設含む）の維持管理を計画的に推進します。</p>
公共交通ネットワーク維持・整備事業	<p>公共交通ネットワークの維持や利便性向上を図るため、交通事業者等と連携して、コミュニティバスを含めた公共交通の利用促進及びシームレス化を推進します。</p> <p>コミュニティバスについては、路線バスや鉄道を補完しながら、公共公益施設や中心市街地へのアクセス向上と、自家用車依存からの転換による環境負荷軽減を図ることなどを目的として運行しており、今後も利便性の向上を検討していきます。</p>

## 戦略2：雇用の創出

### 重点施策1：起業支援と企業誘致



#### 【重点施策の展開方針】

地域活力の維持・向上を支える基礎となる産業振興のため、創業支援や企業誘致に取り組み、雇用の創出につなげて市内で働きやすい環境を整え、就労支援を推進していきます。

地域の資源や特性を活かした創意工夫ある取組を支援し、地域に必要とされる起業を増やすことで新たな雇用の創出し、地域産業の活性化につなげていきます。

また、市内産業の活性化には、新たな企業の進出や既存企業による事業活動の拡大等の経済活動が必要不可欠であるため、それを促すための事業者支援策を進めます。

### 〇まちづくり指標

指標名	現状値 (H30 累積)	目標値 (R5 累積)
起業家カードの発行枚数（累積：枚）	87	187

#### 【目標設定の考え方】

起業家登録制度により、登録者には起業家カードを発行していますが、事業開始（H27）から平成30年度までの累計で87枚を発行しました。今後も創業支援事業を継続し、起業家タウン取手の実現に向けて、起業家育成、創業支援を行い、起業家の増加を目指します。

#### 【重点事業】

事務事業名	概要
創業支援事業	インキュベーションオフィスの設置と相互利用、セミナーやスクール、ビジネスプランコンテストの開催の他、起業応援団の組織やフリーペーパーの発行などの新たな取組を、龍ヶ崎市との広域連携により推進し、まち全体が起業家を応援し、起業を促進する仕組みを構築します。
企業誘致事業	企業誘致に向け、関係機関との連携を図るとともに、企業の負担を軽減できるよう、事業用地、手続き、優遇



	<p>制度の適用等の相談や情報提供を1か所に対応するための窓口のワンストップ化など誘致体制を強化し、地域産業の活性化につなげます。</p>
<p>わくわく取手生活実現事業</p>	<p>本市での起業・就業・移住を促進するために、東京都内の在住、通勤者等のうち一定の条件を満たす方を対象に支援金を支給します。東京圏からのUIJターンや起業・就業の促進を図ります。</p> <p>就職又は起業をした方の申請に基づき、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給します。</p>

## 重点施策2：市内企業支援と産業の活性化



### 【重点施策の展開方針】

市内産業の活性化と、地域社会の活性化を図るまちづくりを進めるため、市内企業を積極的に支援し、連携を推進します。

買い物が困難な状況におかれた地域における買い物環境の整備や、商工会及び各商店会との連携を進め、利便性の向上と地域活性化を図ります。

農業分野に関しても、国・県の農業政策に沿って担い手育成等を推進するとともに、地産地消や市場価値の高いブランド農産物の育成、市民農園の貸し出しなどの都市型農業支援を行います。

## 〇まちづくり指標

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R5)
空き店舗活用補助金交付件数（件／年）	6	7
<b>【目標設定の考え方】</b> 空き店舗に出店する者に対し、取手市空き店舗活用補助金交付要綱に基づき支援を行っており、平成29年度：7件、平成30年度：6件の交付を行いました。今後も引き続き、空き店舗の有効利用及びまちの賑わいづくりの推進のため、関係団体との連携を密にしながら空き店舗活用補助金の普及・拡大を図ることとし、目標値を7（件／年）とします。		
農産物直売所参加延べ農家数（戸：延べ数）	95	100
<b>【目標設定の考え方】</b> 農産物直売所参加延べ農家数は、平成29年度：88戸、平成30年度：95戸でした。今後も地元農産物の地産地消を推進し、生産者の所得向上と市民への新鮮な農産物の提供を図ることとし、目標値を100戸とします。		

### 【重点事業】

事務事業名	概要
空き店舗活用事業	空き店舗活用補助制度のPR活動を推進し、市内商店会の活性化に向けた事業展開を実施します。 近年では、市商工会や一般社団法人起業家支援ネッ

	<p>トワーク等との連携により出店に関する相談が多く寄せられるようになりました。また、相談内容に合わせて補助対象業種の拡大など、補助交付要綱の見直しも実施しています。今後も、空き店舗の有効利用とまちの賑わいづくりを促進します。</p>
買い物弱者支援事業	<p>高齢者等の買い物弱者支援事業として、市内の買物が困難な地域において、移動販売車による移動販売を実施しています。</p> <p>平成 29 年度に民間スーパーマーケット事業者との連携事業として再編し、平成 30 年度には 12,726 人の利用がありました。</p> <p>各地区の購買状況等も考慮しつつ、販売地点の検証等も行い、食品・日用品・生鮮食品などの移動販売事業を継続し、買い物環境の向上を図ります。</p>
地産地消推進事業	<p>消費者へ地元産の新鮮な農産物の提供を進めるため、JA 茨城みなみと協力して、農産物直売所等においてイベントを実施するほか、学校給食等への利用を推進します。また、新鮮な農産物等を農家が直接持ち寄り軽トラックで販売する「軽トラ市」を開催し、地元農産物の地産地消を推進します。</p> <p>平成 30 年度の農産物直売参加農家数は延べ 95 戸でした。</p> <p>地産地消を推進することにより、市民に安心・安全な農産物を提供するとともに、農産物の販売経路の確保、農業所得と生産意欲の向上、地域間コミュニケーションの活性化を図ります。</p>
市民農園及び体験型農園事業	<p>市民農園は、農家でない方が身近に農業を体験できる場として注目されており、充実を図るとともに、地域主体で運営している体験型農園等のバックアップを行います。</p> <p>平成 30 年度のふれあい農園の利用率は、市内 9 か所の計 489 区画で 95.6%でした。</p> <p>自然とふれあいながら農業体験ができる環境を提供することにより、市民の健康づくりや農業に対する理解を深めてもらうとともに、遊休農地の解消や地域の活性化を図ります。</p>

## テーマ2 少子高齢社会への対応

### 戦略1：子育て施策の推進

#### 重点施策1：子育て世代支援策の展開



##### 【重点施策の展開方針】

本市では、平成27年度に「取手市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子ども・親・地域・ともに育つまち取手」を基本理念として掲げ、次世代の子どもたちの育成を支援する地域づくりを推進してきましたが、近年、人口減少社会の到来と、さらなる少子化の加速、地域の子育て力の低下など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。その中で、子育てをする親の負担や不安、孤立感も増しており、未来を担う子どもや、子育て中の家庭を、社会全体で支えていくことが求められています。

子どもの健やかな育ちが保障されるためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。この計画のもとに、子育て支援に関する各種事業について、さらなる充実及び改善・努力によるサービスの質の向上を目指し、取組を進めていきます。

#### 〇まちづくり指標

指標名	現状値 (H31.4.1時点)	目標値 (R5.4.1時点)
待機児童数(人)	15人	0人

##### 【目標設定の考え方】

4月1日時点での待機児童数は、平成29年度は13名、平成30年度は11名となっています。保育士の勤務環境の改善や人員を確保し、受け入れ定員の拡充を図ると共に、保育コンシェルジュや子育てコーディネーターを通じて子育てサービスの円滑なマッチングを推進することで待機児童ゼロを目指し、子育て世代の若年層が安心して働きながら子育てができるまちづくりを目指します。

【重点事業】

事務事業名	概要
親子の絆づくりプログラム事業	<p>0歳児（2～5か月児）を初めて育てている母親を対象に、子育ての知識や仲間づくりを通して親子の絆を深め、母親の育児不安を軽減し、子どもの心の安定を育んでいきます。</p> <p>参加者からの評価も高いため、定員を上回る申し込みがある際には、実施回数を増やして対応し、育児不安の軽減や相談できる仲間づくりを推進します。</p>
利用者支援事業 ① 保育コンシェルジュ ② 子育てコーディネーター	<p>① 子育て中の親や、これから親になる方に、幼稚園や保育所等の教育・保育施設や地域の子育てサービス等が円滑に利用できるよう、身近な場所で情報の提供を行います。</p> <p>② 必要に応じて子育てに関する相談や助言等を行い、子育て関係機関等との連絡調整を実施します。</p>
子育て支援センター事業	<p>子育て中の親や、これから親になる方の育児に関する不安や悩みの相談、子育てに関する情報交換の場として、市内4か所に開設し、効果的な運営を図っています。</p> <p>平成30年度には、延べ42,785人の利用がありました。</p> <p>対象児童数が減少している中で、利用者のニーズに合った事業を展開しています。さらなる成果の向上を図ります。</p>
家庭児童相談事業	<p>子どもに関する様々な問題に対し、子育て中の親やその他関係者からの相談に、専門性を有する職員が応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行います。</p> <p>今後も、子どもの福祉向上のため、関係機関との協力・調整をスムーズにし、課題解決を図ります。</p>
ファミリーサポートセンター運営事業	<p>子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と手助けができる人（協力会員）が会員となり一時的な子育てサポートを行い、地域の育児に関して相互援助を進めていきます。</p> <p>平成30年度時点では、利用会員が330人、協力会員が164人、両方会員が24人となっています。</p>
ぬくもり医療支援事業	<p>0歳児から18歳までの医療福祉費支給制度（マル福）に該当しない方を対象とした市単独の医療費助成制度を</p>

	<p>実施しています。</p> <p>今後も、必要とする医療を容易に受けられるよう、事業の定着及び適正利用の周知を図ります。</p>
<p>放課後子どもクラブ運営事業</p>	<p>放課後子どもクラブでは、市内の全小学校に子どもクラブ室の設置や支援員を配置し、放課後や長期休業中の児童の居場所づくりとして様々な体験活動等を実施し、子ども達の健全育成を図ります。</p> <p>放課後子どもクラブは、保護者の就労の有無に関わらず受け入れをしているため、利用児童は増加傾向にあり、平成30年度時点で2,059人が登録しています。</p> <p>また、クラブ室の環境についても、状況を把握しながら改善・充実を図ります。</p> <p>今後も利用児童の増加や多様化する児童への対応を含め、安全管理面の強化や支援員のレベルアップを図り、また、活動内容の充実を図っていきます。</p>

## 重点施策2：学校教育の充実



### 【重点施策の展開方針】

本市の学校教育では、教育環境を整え、小中の連携による確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことを目指しています。

そのために、学校の耐震化・大規模改修・空調設備の設置を進め、安全で快適な教育環境の整備・充実を図ります。

教育総合支援センターと市内小中学校が連携をし、いじめや不登校など子どもの悩み、保護者の悩みに寄り添った相談活動の充実を目指します。

また、幼稚園、保育所（園）と小学校、小学校と中学校が連携した教育を推進するとともに、ICT教育の推進による確かな学力の向上を目指します。成長や発達に心配のある子どもについては、こども発達センターや関係施設から小学校・中学校につなぎ、切れ目のない支援ができるようにします。

さらに、児童生徒の安全を確保するために、関係機関と連携し、通学路の安全対策に努めるとともに、不審者等の情報について保護者・地域の方々に積極的に提供します。

## 〇まちづくり指標

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R5)
学校施設大規模改修工事実施率（％）	75.0	85.0
【目標設定の考え方】 学校施設大規模改修工事実施率（小学校・中学校の合計20校に対する大規模改修工事実施校の率）は、平成29年度：70.0%、平成30年度：75.0%でした。今後も計画的に大規模改修工事を実施し、目標値を85.0%とします。		
授業がわかりやすいと思う児童生徒の割合（％）	88.0	89.0
【目標設定の考え方】 授業がわかりやすいと思う児童生徒の割合は、平成29年度：86.5%、平成30年度：88.0%でした。今後も教職員全体の教育力の向上を図り、わかりやすい授業を行っていきます。		

【重点事業】

事務事業名	概要
学校施設大規模改修事業	<p>公共施設等総合管理計画に基づき、学校施設の大規模改修工事を進め、児童生徒の安全で快適な教育環境を整えます。</p> <p>平成 29 年度に校舎及び体育館などの付属建築物の耐震化率 100%を達成しました。今後は施設の老朽化対策並びに快適な学習環境を確保するための設備機器の導入を積極的に推進することにより、教育環境の充実及び防災拠点としての強化を図ります。</p>
学力向上推進事業	<p>基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力をはぐくむためにタブレット型パソコンやデジタル教科書の導入・活用による ICT 教育を引き続き推進します。</p> <p>また、多様な価値観の理解、自ら課題を設定し、周囲の人々と協力して課題解決していく事のできる能力を育む、ユニバーサルデザインによる授業づくりや専門性のある地域人材の積極的な活用により、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をさらに推進します。</p>
いじめ防止対策推進事業	<p>教育総合支援センターに心理の専門家を配置し、いじめや不登校などの児童生徒の悩みや保護者の悩みに寄り添う対応を行うとともに、学校教育に精通した職員による教職員の悩みにも対応した相談体制の確立を図ります。</p> <p>また、いじめ防止対策のためのツールの開発や教職員向けの研修など、いじめ防止に向けた施策を行います。</p>
保幼小中連携事業	<p>幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて小学校の学習が展開されるよう、指導方法や指導計画を幼稚園・保育所（園）と小学校が連携して作成し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。</p> <p>また、小中間の相互授業研究や教師間の交流を通して、授業力の向上を図るとともに、家庭・地域との連携を推進し、地域全体の活性化を図ります。</p>



<p>児童生徒の安全対策事業</p>	<p>平成 26 年 7 月に策定した「通学路交通安全対策プログラム」に基づき、関係機関（PTA・学校・警察・道路管理者・教育委員会）と連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。</p> <p>また、ホームページやメール配信等による不審者等の情報提供を行い、児童生徒の安全を確保します。</p>
<p>学校図書館－市立図書館連携事業</p>	<p>学校図書館と市立図書館との連携事業（ほんくる）は、①学校への図書配送網整備、②学校司書の全校配置、③平成 29 年 10 月から導入し、市立図書館と連動した学校図書館電算システムの全校配備に伴う独自のウェブサービスの開始により実現しました。これら 3 つの全てがそろって機能する仕組みは、全国的にも類似例が少なく、子どもたちの読書への関心が高まり、これまで年々減少傾向にあった図書館の利用率の上昇も顕著となり、回復基調に転じています。今後も、この仕組みの維持・発展により子どもの読書活動の推進を図ります。</p>

## 戦略2：健康・生きがいづくり

### 重点施策1：健康づくりの推進



#### 【重点施策の展開方針】

本市では、平成3年に「健康づくり都市」宣言を行い、健康づくりを進めてきました。平成26年には市民一人ひとりが健康で幸せな生活を送るため、「健幸なまち」の実現に向けた考え方である「スマートウェルネスとりでの推進」を策定しました。

少子高齢化と人口減少が進む中、既存の健康づくり事業だけではなく、生活習慣病や寝たきり予防を踏まえた運動・栄養両面からの施策が求められています。そのために、健康等に関する様々な事業の充実を図り、市民全体の健康づくりを推進していきます。

#### 〇まちづくり指標

指標名	現状値	目標値 (R5)
特定健康診査受診率（％）	40.2% (H29)	42.0%

#### 【目標設定の考え方】

取手市国民健康保険保健事業総合計画（第二期データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画）に基づき、取手市では内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査を実施しています。

メタボリックシンドロームは高血圧、高血糖、高脂血症といった生活習慣病を引き起こし、これらの疾患が血管を傷めることで動脈硬化になりやすいといわれています。特定健康診査を受診することで、自身の健康状態の確認や疾病の早期発見、特定保健指導で生活習慣を改善することができ、生活習慣病の予防につながります。

特定健康診査を土・日・祝日や夜間に実施することで受診者が受診しやすい環境を整えることや、特定健康診査未受診者への勧奨を通して、受診率の向上を目指します。また、ワンコイン健診の実施や人間ドックの受診を推奨し、総合的な健康管理を進めていきます。

※特定健康診査受診率：取手市国民健康保険に年度を通じて加入している40～74歳の方の受診率

生活習慣病ハイリスク者介入の割合（％）	100 (H30)	100
<p>【目標設定の考え方】</p> <p>取手市は、高血糖、高血圧など生活習慣病を発症するリスクの高い方が多いことから、特定健康診査の結果により、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病等を発症するリスクの高い未受療者に対し、保健師等の介入による保健指導を実施し、疾病の重症化を予防することを目標とします。</p>		

【重点事業】

事務事業名	概要
特定健康診査事業	<p>内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査を実施しています。受診者が生活習慣病のリスクを健診結果により把握し、生活習慣の改善や医療機関受診の契機となり、脳卒中や心筋梗塞などの重症化の予防につながります。</p> <p>特定健康診査を土・日・祝日や夜間に実施することで受診者が受診しやすい環境を整えることや、特定健康診査未受診者への勧奨を通して、受診率の向上を目指します。</p>
生活習慣病重症化予防事業	<p>特定健康診査の結果で、脳血管疾患・虚血性心疾患・腎不全を発症するリスクが高く、治療を受けていない方に対して、家庭訪問を中心とした個別の保健指導を行い、生活習慣病の重症化を予防します。</p> <p>保健指導による生活習慣の見直しや早期受療により、生活習慣病の重症化を予防し、市民の健康を守るとともに、医療費の削減を図ります。</p> <p>更に平成30年度より糖尿病で治療中の方に対して、かかりつけ医と連携し糖尿病性腎臓病重症化予防の保健指導を実施し、糖尿病の重症化や腎不全、人工透析への移行を防止します。</p>
健康づくり推進事業	<p>「元気な体をつくる運動の推進」と「おいしくバランスのとれた食生活の推進」を目的として、筑波大学の研究成果を基にした個別運動プログラムを実践する健康運動教室事業、公民館やイベント等に出張し体組成測定を行うぷらっと健康相談事業、食の大切さを伝える食育関連事業などを実施し、健康づくりに無関心な層を含む市民全体の健康に関する意識を向上させ、行動の変化を促します。</p>

<p>取手市食生活改善推進協議会（ヘルスマイト）による健康づくり普及事業</p>	<p>取手市食生活改善推進協議会（ヘルスマイト）に委託し、食を通じた生活習慣病対策の普及啓発等により、市民の健康づくりを推進します。</p>
<p>成人健康教育事業</p>	<p>保健師が血圧測定や尿検査、健診結果等の健康に関する健康相談を行い、市民の健康の維持増進に努めます。</p> <p>また、健康教育事業として、保健師及び管理栄養士による以下の健康教育を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特定健康診査やヘルスアップ健診の受診者に対する事後指導</li> <li>② 健診結果に基づく健康教育</li> <li>③ 女性向けの健康教育</li> <li>④ 出前講座</li> <li>⑤ 健康に関する講演会</li> </ul> <p>市民が健康に関心を持ち、健康の維持・増進を図るため、今後も健康相談及び健康教育を行います。</p>
<p>自治会・集会所単位での健康づくり支援事業</p>	<p>住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らしていけるよう、地域住民が主体となった健康づくりの取組みを支援します。</p> <p>また、自主的な介護予防活動を実施するための補助金申請の支援や活動の立ち上げ支援を行います。</p>

## 重点施策2：高齢者福祉の充実



### 【重点施策の展開方針】

本市の高齢化率（全人口に占める65歳以上の人口割合）は、団塊の世代が高齢期を迎え、平成31年4月現在で33.7%に達し、超高齢社会（65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会）となっています。

そのような中、住み慣れた地域で安心して暮らせるための在宅生活支援の充実や介護保険サービスの充実を、さらに進めていきます。

また、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。

### 〇まちづくり指標

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R5)
地域包括支援センター総合相談件数	34,795	35,000
<b>【目標設定の考え方】</b> 後期高齢者の増加に伴い、住み慣れた地域で安心して生活を送るために、高齢者の生活の相談を受け対応することで不安の軽減につなげます。平成29年度24,042人、平成30年度34,795人でした。		
お休み処利用者数（人）	11,038	11,100
<b>【目標設定の考え方】</b> お休み処利用者数は、平成29年度：11,749人、平成30年度：11,038人でした。今後も、高齢者等が気軽に立ち寄ることができる憩いの場として運営していくことで、目標値を11,100人とします。		

### 【重点事業】

事務事業名	概要
高齢者等移動支援事業	移動が制約されている高齢者や障害者に対して、移送団体利用券及びタクシー利用券を配布し、通院や外出を容易にする助成を行っています。また、移動支援を行う

	<p>福祉有償運送団体が安定した支援を継続できるよう、団体に対する助成のほか、有償運転ボランティアの拡充を目的とした講習会の支援を行います。</p> <p>平成30年度の助成券交付者数は527人でした。</p> <p>今後も、移動制約者の負担軽減を図ることにより、外出機会を増やし、福祉と健康の増進を図ります。</p>
成年後見制度利用促進事業	<p>高齢者や判断能力が十分ではない者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするために、必要な人が利用出来るよう成年後見制度の利用促進の活動を行います。</p> <p>平成30年度に行った市長申立件数は、32件です。</p>
お休み処事業	<p>誰もが気軽に立ち寄れる喫茶スペースを「お休み処」として設置しています。交流する中で「自然に高齢者の見守りができている」環境づくりを目指していきます。</p> <p>平成30年度のお休み処利用者数は11,038人となっており、今後も高齢者のみの世帯や独居高齢者世帯の孤立や閉じこもりの予防を図ります。</p>
緊急通報システム事業	<p>急病時や災害時等の救急要請をより一層迅速にするために、在宅のひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯及び重度身体障害者世帯に、緊急通報装置を設置します。</p> <p>平成30年度は470人が利用しており、今後もひとり暮らしの高齢者の緊急事態に対する速やかな対応を可能とすることで、高齢者の不安を軽減し、福祉の増進を図ります。</p>
地域包括支援センター運営事業	<p>市内のおおよその日常生活圏域ごとに4か所の地域包括支援センターでは、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士などの専門職が、様々な面から高齢者を支えるための相談・支援を行っています。</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、一層の充実を図ります。</p>

## 重点施策3：生涯学習の充実とスポーツの振興



### 【重点施策の展開方針】

生涯学習施策については、市民の学習ニーズに対応した適切な学習機会の提供ができるよう、市民大学講座、公民館講座などの生涯学習機会の充実を図ります。

図書館では、平成 29 年度に策定した、第二次取手市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動を引き続き推進していきます。

社会教育施設である公民館、図書館等については、築 40 年以上が経過し、老朽化が進んでいる施設があることから、公共施設等総合管理計画に基づき、施設のバリアフリー化も視野に入れながら計画的な改修等を実施します。

市民スポーツの推進については、健康の保持・増進と「1 市民・1 スポーツ」を目標としていることから、スポーツ・レクリエーションの推進・振興を図るとともにスポーツ団体の育成及び市が開催する大会の充実を図り、さらには体育協会、スポーツ少年団などを支援します。

### 〇まちづくり指標

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R5)
市民大学受講者数（人）	1,289	1,500
【目標設定の考え方】 市民大学受講者数は、平成 30 年度：1,289 人でした。今後も多様化する学習ニーズに応え、学習意欲を高めることで受講者を増やし、目標値を 1,500 人とします。		
スポーツ大会（市主催）への参加者数（人）	2,525	2,700
【目標設定の考え方】 スポーツ大会（市主催）への参加者数は、平成 30 年度：2,525 人でした。今後も、スポーツの振興に努め、目標値を 2,700 人とします。		

【重点事業】

事務事業名	概要
市民大学事業	<p>多様化・高度化する市民の学習意欲に応えるため、さまざまな分野の専門的な学習機会を体系的・継続的に提供し、生涯学習の推進と生きがいの増進を図ることを目的として、市民大学講座を開催します。</p> <p>また、受講生同士の交流や成果の発表の場を設けるなど、生涯いつでも学べる機会を提供していきます。</p> <p>平成30年度は、13回の講座を実施し、1,289人が受講しました。</p> <p>今後も市民の多様な学習ニーズに応えるため、事業を継続して実施することにより、学習機会を提供し、生涯学習の推進を図ります。</p>
公民館活動推進事業	<p>学校や生涯学習施設とネットワーク化を図り、市民への学習支援の機能を高め、市民の学習要望に応える講座、教室等の生涯学習事業に取り組みます。</p> <p>また、公民館施設の耐震化を進めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づき大規模改修工事を進め、利用者の安全の確保と利便性の向上を図ります。</p> <p>平成30年度は、公民館が主催した各種事業に10,404人の方が参加しました。</p> <p>今後も公民館において、生涯学習に資する各種事業を展開し、市民の教養の向上、健康の増進、社会福祉の増進、住民自治の向上などを図ります。</p>
子どもの読書活動推進事業	<p>子どもの読書活動の推進に関する法律の趣旨を受け、平成29年3月に策定した取手市子ども読書活動推進計画（第2次）に従い、子どもたちの成長段階に応じた読書活動を支援します。</p> <p>平成30年10月からは、毎月23日を「取手市子ども読書の日」と定め、家庭での読書、うちどく（家読）を学校図書館との連携事業（ほんくる）の仕組みを生かしたソフト事業として位置づけました。市が推進するスマートウェルネスとりでの施策に掲げる「地域・家族の絆づくり」を補完する事業として、読書への関心を高める取り組みを推進します。</p>
スポーツ振興事業	<p>市民が安全・安心に気軽にスポーツに親しみ、利用しやすい施設を提供するため、既存スポーツ施設の整備・改修を行うとともに、体育協会や総合型地域スポーツク</p>



	<p>ラブとの連携により、誰もが手軽に取り組めるニュースポーツの普及からトップアスリートの育成までの支援を進めます。</p> <p>平成30年度で、スポーツ団体は30団体あり、加入者数は6,400人を超えています。</p> <p>今後もスポーツ振興のためのさらなる支援や、市民への普及啓発により、スポーツ人口の増加を図っていきます。</p>
--	--

## 戦略3：定住の促進

### 重点施策1：若年層を中心とした定住支援



#### 【重点施策の展開方針】

本市では、昭和40年代から50年代にかけての大規模な住宅開発に伴い、人口が急増しましたが、近年は急速な少子高齢化の進展や、若年層の市外転出など、さまざまな要因により人口減少傾向にあります。

こうしたことから、将来にわたってまちの活力を創出し、持続可能なまちづくりを進めるため、主に若年層を対象とした定住促進策としての住宅政策を展開します。

あわせて、既存の住宅地においては、空き家・空き地の増加が課題となりつつあることから、住宅政策の展開によりそれらの発生抑制を図り、空き家となった住宅等については、地域の定住促進に資する活用方法を検討します。

### 〇まちづくり指標

指標名	現状値 (H28-H30)	目標値 (R2-R5)
定住化促進住宅補助制度申請件数（延べ件数）	292件	390件

#### 【目標設定の考え方】

定住人口の拡大に向けて、居住の受け皿となる優良な住宅ストックの形成を推進するため、一定の住宅の新築・改修工事等を行う方への補助を実施します。特に若年層の定住化が課題となっているため、子育て世帯等に対して補助の加算を設けます。

新築住宅の着工件数等は、経済情勢や国の税制等により大きく左右されますが、「とりで未来創造プラン2016」の計画期間中の実績と同等の申請件数を目標とします。

#### 【重点事業】

事務事業名	概要
定住化促進住宅補助事業	子育て世帯等の市内定住を促進し、あわせて魅力ある住環境の整備を図るため、平成28年度に創設した「とりで住ま入る支援プラン」により、新築住宅の取得や、中古住宅の取得に伴う改修工事等を行う方への補助を实

	<p>施します。</p>
<p>空き家活用地域賑わい拠点整備事業</p>	<p>空き家や空き地の増加と地域コミュニティの維持が課題となっており、地域の活性化と魅力向上に向けて、住宅地内の空き家となっている住宅等について、地域の交流やコミュニティ活動の場としての活用方策を検討します。</p>
<p>&lt;再掲&gt; わくわく取手生活実現事業</p>	<p>本市での起業・就業・移住を促進するために、東京都内の在住、通勤者等のうち一定の条件を満たす方を対象に支援金を支給します。東京圏からの UIJ ターンや起業・就業の促進を図ります。</p> <p>就職又は起業をした方の申請に基づき、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給します。</p>

## 重点施策2：イメージアップ施策の推進



### 【重点施策の展開方針】

本市の知名度と魅力度のさらなる向上による交流人口と定住人口の増加を目指して、本市のイメージアップにつながる施策を積極的に展開し、主に市外への魅力発信を充実させていきます。

特に、東京都心への交通利便性や、豊かな自然環境・良好な子育て環境・優れた教育環境・アートイベントなどのコンテンツを、若年層や子育て世代が多く利用するソーシャルメディアや動画などの媒体を活用して情報発信することで、効果的な訴求を図っていきます。コンテンツの発掘・創出や情報発信においては市民協働の取り組みを進め、市民目線での魅力発信を推進していきます。

また、本市の魅力であるアート分野の施策を引き続き推進していくとともに、令和2年（2020年）には市制施行50周年を迎えるにあたり、市民や市民団体などと協働して、様々な記念事業や行事を実施していきます。

### 〇まちづくり指標

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R5)
シティプロモーションサイトのページビュー数 (回)	32,598	35,000
<b>【目標設定の考え方】</b> シティプロモーションサイトのページビュー数は、平成29年度：15,334回、平成30年度：32,598回でした。今後もサイトの魅力度・認知度の向上を図り、シティプロモーションのより一層の推進に努めていきます。		

### 【重点事業】

事務事業名	概要
動画による魅力発信事業	これまで作成した市のPR動画をはじめ、本市の知名度アップやイメージアップのため、動画による魅力発信を引き続き推進します。市の魅力のひとつである施策や事業に関するものから、各種のイベントや出来事などを紹介する動画を制作し、市ホームページやインターネット媒体を中心に継続的な発信に努めていきます。

市民協働による魅力発信事業	<p>行政だけでは手の届かない、市民目線による本市の隠れた魅力の発掘・発信を目指し、ソーシャルメディアやシティプロモーションサイトを使った本市の認知度アップを図っていきます。これまでも協力いただいている市民へのさらなる働きかけと同時に、情報発信に積極的な市民の発掘も展開し、本市の魅力発信に熱量をもった市民の拡大に努めていきます。</p>
東京藝術大学との連携事業	<p>東京藝術大学が取手市にあることを活かし、官・学連携した事業を推進することで学術資源を市民に還元するとともに、芸術性の高い作品の鑑賞や実践の場を提供し、芸術による魅力あるまちづくりを進めます。</p> <p>平成9年度からは藝大生が小中学校に音楽又は美術の指導を行う文化交流を、平成11年度からは、藝大生によるふれあいコンサートを継続して実施しています。</p> <p>今後も、市民が文化・芸術に親しむ機会を広く提供するため、積極的に東京藝術大学と連携を図っていきます。</p>
とりでアートギャラリー一運営事業	<p>東京藝術大学、JR東日本、アトレと市は平成29年5月に「茨城県取手地区の活性化及び発展に向けた連携に関する協定書」を締結しました。この協定による取り組みの一つとして、令和元年12月に4者による文化交流施設「たいけん美じゅつ場」を取手駅ビル内にオープンしました。その中に市はとりでアートギャラリーを移転し、市内芸術団体やアーティストの作品展示の場として提供します。</p> <p>今後は4者がさらに連携して、協定の目的である「駅を中心とした取手地区の活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展のため」、関係各課と連携し、事業を展開していきます。</p>
市制施行50周年記念事業	<p>令和2年(2020年)10月に、昭和45年(1970年)の市制施行から50周年を迎えることから、市制施行50周年記念式典のほか、各種事業・行事を行政のみならず、市民や市民団体等と広く連携して実施します。</p> <p>これにより、先人たちへの敬意と謝意を広く共有し、祝賀を行うとともに、今後の長期的なまちづくりの理念や方向性を、行政と市民とで共有し、これからの取手市の発展に向けた新たなスタートとしていきます。</p>

## テーマ3 協働と持続可能な自治体経営

### 戦略1：協働のまちづくり

#### 重点施策1：地域コミュニティ活動の推進



##### 【重点施策の展開方針】

安全で快適な住みよい地域社会をつかっていくためには、市民の自立と自治の意識が不可欠であり、人と人とが信頼し合い、助け合う連帯意識が必要です。そして、地域でのコミュニティ活動は、地域住民自らが主体的に地域の課題に取り組むことが重要となります。

また、団塊の世代の方々が退職期を迎え、地域に戻ってくる中、地域活動等を通じて社会的役割を持つことが、自分の能力を活かせる生きがいとなり、健康でいきいきと暮らせることにもつながります。

自治会・町内会を中心とした、防災・環境・福祉など幅広い分野における地域コミュニティ活動が円滑に推進されるよう様々な支援を行い、地域のつながりの力を強め、地域で課題を解決することのできるしくみづくりを進めます。

住みよい地域社会をつくるために、市民一人ひとりが地域への関心や愛着が持てる豊かなコミュニティづくりができるよう、適切な情報提供や地域活動リーダーへの研修など、地域における人材の発掘・育成と組織運営の向上を図ります。

こうした地域住民主体のコミュニティづくりを推進するため、地域の交流拠点となる町内会館・自治会館などの集会施設整備・維持への支援も進めます。

#### ○まちづくり指標

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R2-R5 累計)
地区集会所整備・維持件数（累計：件）	10	35

##### 【目標設定の考え方】

地区集会所の整備・維持件数は、平成29年度：10件、平成30年度：10件でした。今後も地域の交流拠点となる地区集会所の整備等を行う経費の一部を助成し、地域コミュニティ活動・市民参加によるまちづくりを側面から支援し、目標値を令和2年度から令和5年度までの累計で35件とします。

【重点事業】

事務事業名	概要
<p>市政協力員活動支援事業</p>	<p>市政協力員の資質向上のために研修会を開催し、各地区の活動状況の事例発表や、地区振興に係る講演会を開催します。また、視察研修を実施し市政協力員の見識を深めます。</p> <p>平成30年度は、82名に委嘱しました。</p> <p>市政協力員として地域コミュニティづくりの中心的な担い手となり、自治会、町内会と連携して自分たちの地域社会を快適で住みよくするための活動が十分にできるよう、支援に取り組んでいきます。</p>
<p>高齢者クラブ活動支援事業</p>	<p>高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会に対し、各団体が行う社会奉仕活動事業、高齢者教養講座開催事業及びスポーツ振興事業等を支援します。</p> <p>平成30年度は、37クラブ、会員数1,990人となっており、地縁団体である高齢者クラブを支援していくことで、今後も高齢者の生きがいと地域活動を促進していきます。</p>

## 重点施策2：市民活動支援と協働の推進



### 【重点施策の展開方針】

少子高齢化、社会経済状況の変化等、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、福祉分野をはじめ、まちづくりや国際交流、環境、教育、防災、防犯などの幅広い分野で、新たな地域課題が出てきています。しかし、行政だけの力でそれらの課題を解決することは難しくなりつつあります。

いま、市民などによるボランティア活動への理解、関心、実践が広がりを見せており、市民と行政との協働により、地域の課題を地域で解決することが必要となっています。

地域活動等を通じて社会的役割を持つことが、自分の能力を活かせる生きがいともなり、健康でいきいきと暮らせることにもつながります。平成28年には市民協働基本方針を策定しており、今後も、この基本方針に基づきそれぞれの特性や役割を活かした多様な主体による協働・連携の取組をより一層推進することにより、暮らしやすい地域社会の実現を図ります。

### ○まちづくり指標

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R5)
市民と行政との協働事業件数（件）	103	110

#### 【目標設定の考え方】

市民と行政との協働事業件数は、平成29年度：96件、平成30年度：103件でした。今後も、市民と行政との協働を推進し、協働事業の増加を目指します。

※協働事業：行政とNPO・市民活動団体等が連携・協働して企画立案や事業実施を行うもの。

#### 【重点事業】

事務事業名	概要
市民活動支援センター運営事業	市民活動支援センターを拠点としてボランティア活動に関する情報の収集・発信及び活動に関するアドバイスをを行い、ボランティアの連携強化や活動の活性化を図ります。 また、ボランティアに関わる方々に会議室などの場所や印刷機、パソコンなどの機器を提供し、市民活動のサ



	<p>ポートを行います。</p> <p>平成 30 年度は 521 団体の利用がありました。</p> <p>環境の整備を行うことで更なる利便性の向上を図り、市民の自主的な社会貢献活動の促進に努めます。</p>
市民活動情報サイト運営事業	<p>市内で行われている市民活動に関する情報を広く紹介・周知し、市民活動がしやすい環境を構築することにより、市民活動の参加促進・活性化を図ります。</p> <p>平成 30 年度は、80 団体のサイト登録がありました。</p> <p>登録団体の意見を聞きながらサイトのあり方について検討し、登録団体及び閲覧者の増加を図るとともに登録団体へのサポート体制やサイト運営の強化を図ります。</p>
市民協働講座事業	<p>課題解決や組織の活性化を目的として講座を開催し、市民活動への意欲を高めます。</p> <p>市民や市民活動団体のニーズや地域が抱える課題などの把握に努め、新しいテーマにも積極的に取り組みます。</p> <p>また、事業の実施後もその成果が活かされ、さらに発展がみられる効果的な事業を企画していきます。</p>
市民との協働による公園整備事業	<p>老朽化した施設・遊具等、公園の再整備を行っていくにあたり、地元自治会などとの協議の場を設け、地元ニーズを反映した公園の計画・整備を行うとともに、整備後の維持管理や利用方法等についての合意形成を図っていきます。</p> <p>地域住民に協議の場へ積極的に参加してもらえるように働きかけ、市民とともに利用者が希望する公園や施設を提供していきます。</p>

## 戦略2：健全な行政運営の推進

### 重点施策1：行政運営の効率化



#### 【重点施策の展開方針】

行政サービスの質の向上と持続可能な行政経営の実現を目的として、取手市行政経営改革プランに基づき、積極的かつ継続的に行政改革に取り組んでいきます。

また、平成28年に策定した取手市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の有効利用と効率的運用を図ることにより、時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供すること、持続可能な行政経営を実現すること、将来世代に負担を先送りしないことを目指します。

今後も、限られた経営資源を有効に活用し、質の高い行政サービスを効率よく安定して提供することにより、住民福祉の向上に資するため、行政の仕組みや事業手法をさらに見直し、より効率的で持続可能な行政経営の実現を目指します。

### 〇まちづくり指標

指標名	現状値	目標値
重点事業の改革改善数（累計：事業）	14 (H30)	40 (R2-R5 累計)
<b>【目標設定の考え方】</b> 重点事業評価の改革改善数は、平成29年：21事業、平成30年：14事業でした。今後も重点事業評価を実施し、改革改善に努め、行政運営の効率化を図ってまいります。令和2年度から令和5年度までの累計で40事業の改革改善を目指します。		
将来負担比率（％）	31.4 (H30)	31.1 (R5)
<b>【目標設定の考え方】</b> 将来負担比率は、平成29年度：43.4％、平成30年度：31.4％でした。今後も、限られた経営資源を活用し、現役世代と将来世代のバランスに留意しながら、健全な行財政運営を推進します。 ※将来負担比率：地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。		

【重点事業】

事務事業名	概要
行政改革推進事業	<p>行政改革を進め、行政の仕組みや事業手法の見直し等を行い、効果的・効率的な行政経営を推進します。</p> <p>平成 28 年度から令和元年度までを計画期間とする「とりで行政経営改革プラン 2016」では、平成 30 年度末時点で、全項目のうち 91.3%の取組が計画通り進められています。</p> <p>令和 2 年度からは、新たな計画に基づき、さらなる行政運営の効率化と簡素化を図ります。</p>
公共施設マネジメント ※1 推進事業	<p>平成 28 年度に策定した「取手市公共施設等総合管理計画」に基づき、財政支出の平準化や施設の更新・複合化・多機能化・機能統合などを視野に入れた計画的な管理をしていくことにより、公共施設の総量圧縮を段階的に進めていきます。</p>
公共施設の計画的保全 推進事業	<p>平成 28 年度に策定した「取手市公共施設等総合管理計画」に基づき、ファシリティマネジメント※2を導入し、公共施設の保安全管理方法を、事後保全から計画的な保全への転換を進めていきます。</p> <p>施設の計画的な保安全管理や長寿命化により、ライフサイクルコスト※3の低減を図っていきます。</p>
学校跡地等利活用推進 事業	<p>廃校後の学校跡地等の公有用地について、今後の利活用計画を立案・策定し、有効な利活用を推進します。</p> <p>旧取手第一中学校跡地と井野小学校跡地については、利活用計画を策定し、旧取手第一中学校跡地に「井野なないろ保育所・地域子育て支援センター」を整備し、開所しました。</p> <p>また、白山西小学校跡地は、民間企業の研修施設としての利活用を行っています。</p> <p>今後も、調査結果をもとに住民意見を取り入れながら、将来を見据えた利活用を進めていきます。</p>

※1公共施設マネジメント：公共施設について、市民の利便性を考慮しつつ最少の経費で最大の効果を得るため、費用の削減や機能の改善などを積み重ねながら、将来を見据えた横断的な視点に立って全体最適の実現を目指す取組のことです。

※2ファシリティマネジメント：企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のことです。

※3ライフサイクルコスト：建物などの企画設計段階から、建設、管理運営を経て、修繕、耐用年数経過による解体処分に至るまでを、建物などの生涯として見て、その全期間に要する費用の合計のことです。

## 重点施策2：公平で平和な社会づくりの推進



### 【重点施策の展開方針】

人権尊重の理念に対する正しい理解と認識を深め、地域社会の中で豊かな人間関係を築くため、学校教育及び社会教育等を通して、人権教育とその啓発を推進していきます。将来を担う児童生徒に、いたわりや思いやりの心を育てることによって、差別や偏見が無く、相手の立場になって協力できる態度を育てます。

男女がお互いの人権を尊重するとともに、責任を分かち合い、あらゆる分野でその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進します。

また、本市では、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現に向け、平和な都市に生きることを願い、昭和 60 年に「非核兵器平和都市宣言」をしており、平和の尊さを啓発する平和事業を通じて、広く市民に平和意識の高揚を図ります。

### 〇まちづくり指標

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R5)
人権教室参加者数（人）	173	400

### 【目標設定の考え方】

人権教室として、自治会・市民団体を対象とする講座や、放課後子どもクラブでの教室を、人権擁護委員と市職員により開催していますが、その参加者数は、平成 29 年度：252 人、平成 30 年度：173 人でした。今後も、人権教室を開催し、人権への理解を深めてまいります。

### 【重点事業】

事務事業名	概要
人権啓発事業	<p>取手駅・藤代駅周辺などで人権啓発品を配布します。また、夏季休業期間中は放課後子どもクラブへ啓発 DVD による啓発活動を実施します。</p> <p>さらに、年間を通して、各種団体からの依頼に基づき啓発 DVD による啓発活動を実施していきます。</p> <p>平成 29 年度は、人権教室に 252 人が参加しました。</p>

	<p>人権教室は、アンケート結果では多くの参加者から「大変満足・満足」の回答を得ており、今後も継続して実施していきます。</p>
地域改善対策事業	<p>研修会へ参加し、人権・同和問題の正しい理解と知識を深め、差別の解消を図ります。</p> <p>平成 30 年度は、13 回の研修に 56 名が参加し、人権・同和問題に対する正しい理解と知識を深めることができました。</p>
人権教育推進事業	<p>小学校から中学校までの義務教育期間において、成長段階に応じ、教科学習や道徳教育を通して、各小中学校での人権教育を推進します。</p> <p>人権尊重の理念に対する正しい理解と認識を深め、地域社会の中で豊かな人間関係を築くため、人権教育とその啓発を推進していきます。また、命と心の大切さや尊さを実感させ、互いを思いやる心を育てることによって、差別や偏見が無く、相手の立場になって協力できる態度を育てます。</p>
男女共同参画推進事業	<p>男女共同参画推進条例の基本理念を具体化し、新たな課題に対応するため、平成 29 年度からの「第三次取手市男女共同参画計画」に基づき各種事業を展開することにより、男性も女性もお互いに認め合い、支え合い、責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。</p> <p>具体的には、男女共同参画情報紙の発行、啓発事業、男女共同参画施策に関する相談事業等を行います。</p> <p>また、女性がいきいきと活躍できるような支援策を、関係各課、市民団体、企業等との協働により構築します。</p>
平和推進事業	<p>各種平和推進事業を通じて、平和への意識高揚を行います。また、非核兵器平和宣言都市として、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを伝え、平和の尊さを広く啓発していきます。</p> <p>平成 30 年度は、平和意識の高揚を図るとともに平和事業資金として活用するため募金活動を行い、81,558 円を基金として積立てました。</p> <p>また、戦争体験記の販売、「平和展」として原爆パネルの展示を行っており、世界の平和と核兵器の恐ろしさを訴えるために、平和事業を継続します。</p>

## 重点施策3：安全安心対策の充実



### 【重点施策の展開方針】

大規模な地震災害や風水害に対処するため、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、安全安心な暮らしができるよう施策を推進します。

特に、防災・災害情報の新たな伝達手段として、防災ラジオの運用を開始するとともに、市民との協働による安全な地域づくりの環境整備、防犯活動を推進するための拠点整備等を進めます。

### 〇まちづくり指標

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R5)
自主防災会の組織率 (%)	98.8	99.0

取手市内の自主防災会は平成30年度89組織、組織率（自主防災会に加入している世帯の率）は98.8%でした。自主防災会が未結成地区への働き掛けを進め、地域における災害対応のリーダーである自主防災会の組織率のさらなる向上を目指し、防災力の強化を図ります。

### 【重点事業】

事務事業名	概要
防災ラジオ導入事業	安全安心な社会づくりを推進するため、屋内でも防災情報をより確実に入手できるよう、防災ラジオの導入を進めます。市内の学校施設や福祉施設、自主防災組織や消防団などへは貸与を行い、災害発生時における情報伝達の充実を図ります。
防犯ステーション運営事業	「取手市安心で安全なまちづくり条例」に基づき、安心で安全な住みよい地域を実現するため、防犯ステーションを拠点とした児童生徒の見守り活動や付近のパトロール活動を行うとともに、地域の防犯ボランティアの方々の立ち寄り所としても活用し、地域の安全・安心を確保します。

## 重点施策4：歳入の確保



### 【重点施策の展開方針】

少子化・高齢化の進展や国の税制改正の影響等により歳入の根幹である市税が減少する一方、歳出においては扶助費や後期高齢者医療、介護保険などの特別会計への繰出金が増加する傾向にあり、引き続き厳しい状況が続いていくものと予測されます。

このようなことから、市税等の収納率の向上に向けて、口座振替制度による収納の推進、納付窓口の拡大による利便性の向上及び初期滞納段階における滞納処分の強化を図ります。また、累積滞納者に対しては茨城租税債権管理機構（※）との連携を強化し、収納率の向上を図ります。

また、財源の確保のため、未利用地の処分や、広告収入の確保等、様々な方策を検討し、推進していきます。

※茨城県内の全市町村が構成団体となっており、市町村より滞納整理事務の移管を受け、主に滞納処分（差押えや公売等）を行い、税金の徴収を行う団体です。

## 〇まちづくり指標

指標名	現状値 (H30)	目標値 (R5)
現年度課税分徴収率（％）	99.02	99.05
<b>【目標設定の考え方】</b> 現年度課税分徴収率は、平成29年度：98.93%、平成30年度：99.02%でした。自主財源の確保と税負担の公平性を保つため、今後も収納体制の整備に努めます。		

### 【重点事業】

事務事業名	概要
徴収対策の強化事業	現年度課税分の催告を年4回実施し、催告無反応者には各種財産調査により差押等の滞納処分を早期に執行します。今後も徴収率向上策の効果検証を実施しつつ、職員の創意工夫により、効率性の高い向上策を実践していきます。 過年度繰越滞納者に対しては、納税相談を重視し、納

	<p>税資力の見極めを行ってまいります。また、茨城租税債権管理機構等による外部研修への積極的な参加を通じ担当職員のスキルアップを図り、適切な滞納処分を執行し、過年度滞納繰越分の市税収納率の向上を目指します。</p>
<p>未利用地の財産処分事業</p>	<p>市有地の処分及び賃貸を含めた有効活用を図ることにより、財源の確保と維持管理の削減を進めます。</p> <p>平成29年度及び30年度の売り払い総額は約4,759万円でした。</p> <p>売却可能な普通財産を抽出して売却を進めるとともに、現在は行政財産であっても未活用となっている部分は売却に向けて手続を行います。</p>
<p>ふるさと取手応援寄附金の募集・活用事業</p>	<p>寄附金を広く募り活用することで、様々な人々の参加による個性豊かで活力あるふるさとづくりと、地域活性化につなげていきます。</p> <p>また、寄附をいただいた方に対し、お礼品として本市の特産品等を進呈することにより、市内の産業等を広くPRし、本市産業の振興・活性化を図っています。</p> <p>平成30年度は、3,522件、4,178万5,000円の寄附をいただきました。</p> <p>なお、寄附の件数や実際に活用された事業等については、次年度以降も引き続き「ふるさと取手応援寄附金」へ寄附していただけるよう、「広報とりで」や市ホームページ等で報告します。</p>